

○茨城県医療法施行細則の運用について

平成 16 年 12 月 8 日
厚 総 第 1715 号
保 健 福 祉 部 長 通 知

改正 平成 17 年 3 月 11 日付け厚総第 310 号
平成 17 年 4 月 1 日付け厚総第 496 号
平成 17 年 6 月 24 日付け厚総第 976 号
平成 18 年 12 月 28 日付け厚総第 1630 号
平成 22 年 3 月 25 日付け厚総第 3161 号
平成 26 年 7 月 30 日付け厚総第 705 号
令和 2 年 12 月 21 日付け医政第 596 号
令和 5 年 6 月 29 日付け医政第 293 号
令和 7 年 8 月 20 日付け医政第 395 号
令和 8 年 6 月 17 日付け医政第 217 号
(令和 8 年 6 月 17 日から適用)

各保健所長あて

茨城県医療法施行細則(昭和 37 年茨城県規則第 26 号。以下「細則」)の運用については、平成 17 年 2 月 1 日以降は下記によって実施してください。

なお、これに伴って、従前の医療法(昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」)第 1 章及び第 2 章の各条項に基づく申請及び届出に関し定めた様式については、廃止します。

記

第 1 病院開設許可

1 概要

病院を開設する場合に事前に申請する。

2 手続き

- (1) 申請者は、必要書類(病院開設許可申請書に所定の添付書類)を、病院開設地を管轄する保健所に提出又は「いばらき電子申請・届出サービス」による電子申請(以下、「電子申請」という)をする。保健所長は県知事に書類を進達する。県知事の許可を得れば、申請者は病院を開設することができる。
- (2) 申請を保健所に提出又は電子申請する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が申請の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
 - ア 申請者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
 - イ 申請者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

- (3) 申請書の添付書類のうち、開設者の臨床研修修了登録証の写し又は免許証の写し及び再教育研修修了登録証の写し並びに医療従業員名簿に登載された医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士及び作業療法士その他の免許を有する者の当該免許証写しの添付の省略について

申請者において開設許可申請書と併せて臨床研修修了登録証、免許証及び再教育研修修了登録証の本証を保健所に直接持参し、保健所職員が当該本証を確認した場合には、これらの写しの添付を省略することができる。

この場合には、申請書の「保健所担当者確認欄」又は医療従業員名簿（様式第1号別記7）の「保健所担当者確認欄」に、本証を確認した職員が署名し、本証については申請者に還付すること。

3 手続根拠規定

法第7条第1項及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」）

第1条の14第1項

4 手続対象者

病院を開設しようとする者

5 提出時期

事実発生時で、建築確認終了から着工までの間

6 手数料

病院開設許可手数料 43,000 円。ただし、電子情報処理組織（茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年茨城県条例第9号）第4条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により許可書の交付を受ける旨を申し出た者に係る病院開設許可手数料については、42,990 円とする。（茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号。以下「手数料条例」）別表第1第71項）

7 申請書様式及び提出部数（電子申請の場合は1部とする。）

様式第1号 病院開設許可申請書 2部

8 添付書類

- (1) 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師である場合には、履歴書及び臨床研修修了登録証の写し（開設者が医師法（昭和23年法律第201号。以下「医師法」。）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法（昭和23年法律第202号。以下「歯科医師法」。）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合には、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。また、平成16年4月1日以前に医師免許を受けている者及び同日前に医師免許の申請を行った者であって同日以後に医師免許を受けた者又は平成18年4月1日以前に歯科医師免許を受けている者及び同日前に歯科医師免許の申請を行った者であって同日以後に歯科医師免許を受けた者である場合には、臨床研修修了登録証の写しの代わりに免許証の写しを添付すること。）。ただし、臨床研修修了登録証の写し又は免許証

の写し及び再教育研修修了登録証の写しについては、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。

- (2) 開設者が法人である場合には、登記簿謄本又は登記事項証明書（新たに設立した医療法人で登記未了の場合には、設立認可書写し）
- (3) 開設者が法人である場合には、定款、寄附行為又は条例の写し
- (4) 当該病院敷地の公図及び登記簿謄本又は登記事項証明書並びに現に当該病院建物がある場合には建物の登記簿謄本又は登記事項証明書
- (5) 敷地の平面図
- (6) 敷地周囲の見取図
- (7) 建物の平面図
- (8) 当該病院に係る土地又は建物が開設者の所有に係るもの以外の場合には、賃貸借契約書の写しその他の当該土地又は建物を使用する権限が開設者にあることを疎明する資料
- (9) 建築基準法の規定による確認済証の写し
- (10) 各病室の概要（様式第1号別記1）、廊下の設置状況（様式第1号別記2）及び階段の設置状況（様式第1号別記3）
- (11) 汚水排出届（様式第1号別記4）又は汚水の排出先が下水道法に規定する公共下水道又は流域下水道であって終末処理場を設置しているものである場合には、その旨を疎明する書類
- (12) 飲料水水質検査成績書の写し又は使用飲料水が上水道又は簡易水道によるものである場合には、その旨を疎明する書類
- (13) 検体検査業務、調理業務、洗浄業務、繊維製品の滅菌消毒業務又は寝具類の洗濯業務の外部委託を行う場合で、当該業務に係る設備を設けない場合には、当該外部委託に係る契約書の写しその他の当該外部委託を疎明する資料
- (14) 人員配置基準を充足するための計画書
- (15) 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可書の写し
- (16) 開設許可が、開設者の変更又は病院の移転によるものである場合には、次の書類

ア 前年1年間の1日平均外来患者数及び外来処方せん取扱数（様式第1号別記5）並びに前年1年間の病床種別ごとの1日平均入院患者数（増床及び病床種別の変更等で実績がない場合には見込み数）（様式第1号別記6）

イ 医療従業員名簿（非常勤の医療従業員を含む。様式第1号別記7）

ウ 上記第1の8（16）イの医療従業員名簿に登載された医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士及び作業療法士その他の免許を有する者の当該免許証写し。ただし、免許証の写しについては、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。

エ 上記第1の8（16）イの医療従業員名簿に登載された医師、歯科医師及び薬剤師の就任承諾書及び履歴書

オ 非常勤職員の勤務状況を疎明する資料（様式第1号別記8）

カ 就業規則の写し

9 病院開設許可申請書（様式第1号）に関する留意事項

当該申請書末尾の（注）に掲げるほかは、次のとおり。

(1) 共通事項

ア 複数の該当する室がある場合は、一部屋ごとに欄を設け、記載させること。

- イ 平面図との対応関係が明らかになるよう、留意すること。
- ウ 病院内の室の名称にかかわらず、機能が該当する室は、平面図に即して漏れなく記載させること。
- (2) 診療を行おうとする科目
 - 医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号。以下「政令」）第 3 条の 2 に掲げる診療科目名及び麻酔科に限るものであること。
- (3) 従業員の定員
 - 当該病院の病床の種別に応じ必須の人員の漏れがないようにさせること。
- (4) 各科専門の診察室
 - ア 当該病院が標榜する診療科目との対応が明らかになるように記入させること。
 - イ 救急部門、病棟部門、健康診査部門等の外来部門以外に置かれる診察室についても、平面図に即して漏れなく記載させること。
- (5) 処置室
 - ア 処置室という名称以外の室であっても、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用粒子線照射装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射器具使用室、診療用放射性同位元素使用室、点滴室、ギブス室等処置を行う用途の室についても、平面図に即して漏れなく記載させること。
 - イ 病棟部門等の外来部門以外に置かれる処置室についても、平面図に即して漏れなく記載させること。
- (6) 臨床検査室
 - ア 検体検査の外部委託を行う場合には、チェックボックス（□）を■のように黒く塗りつぶすとともに、契約済みであれば契約書の写しを添付させること。
 - イ 「検査設備」については、当該検査室における主要な検査機器名を設備予定に即して簡潔に記載させること。
 - ウ 臨床検査室という名称以外の室であっても、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、MR I 室、内視鏡室、輸血管理室並びに心電図室、筋電図室、肺機能検査室、脳波検査室、聴力検査室、平衡機能検査室、超音波検査室（エコー室）等の生理学的検査の用に供する室が置かれる場合には、これについても平面図に即して漏れなく記載させること。
- (7) エックス線装置及び診療室
 - X 線 T V，C T，アンギオ等の診療用エックス線装置ごと及び診療用エックス線診療室ごとに記載させること。
- (8) 調剤所
 - ア 「冷暗所」については、冷蔵庫がある場合は、「冷蔵庫」と記載させること。
 - イ 備付天秤としては、感量 1 0 m g のてんびんと感量 5 0 0 m g の上皿てんびんが基準上必須であるので、当該重量の計測可能な電子てんびん等があれば、台数を記載させること。
- (9) 給食施設
 - ア 外部委託を行う場合には、チェックボックス（□）を■のように黒く塗りつぶすとともに、契約済みであれば契約書の写しを添付させること。
 - イ 「食器消毒設備」は、基準上必須なので、整備予定に即して必ず記入させること。
- (10) 分べん室及び新生児の入浴施設

- ア 「分べん室」の「構造設備」については、「分娩台 2 台」等と整備予定に即して簡潔に記載させること。
- イ 「新生児の入浴施設」の「構造設備」については、「沐浴槽 2 槽」等と整備予定に即して簡潔に記載させること。
- ウ 「新生児室」の「構造設備」については、「コット 13 台」等と整備予定に即して簡潔に記載させること。
- (11) 浴室
「浴槽の概要」には、特殊浴槽等の身体の不自由な患者の入浴に便宜な施設である旨を平面図及び整備予定に即して簡潔に記載させること。
- (12) 消毒施設
ア 消毒施設の外部委託を行う場合には、チェックボックス（□）を■のように黒く塗りつぶすとともに、契約済みであれば契約書の写しを添付させること。
イ 中央材料室、滅菌室等消毒を行う用途の室をおく場合には、平面図に即して漏れなく簡潔に記入させること。
ウ 「消毒方法及び設備」については、高圧蒸気滅菌、オートクレーブ、プラズマ滅菌、ステラッド、ホルマリン処理等と整備予定に即して簡潔に記載させること。
- (13) 洗濯施設
ア 寝具類の洗濯業務の外部委託を行う場合には、チェックボックス（□）を■のように黒く塗りつぶすとともに、契約済みであれば契約書の写しを添付させること。
イ 手術着等の業務用の洗濯施設について記載させること。
- (14) 歯科技工室
ア 「防塵設備」については、技工用バキューム等と整備予定に即して簡潔に記載させること。
イ 「その他必要な設備」については、エルコプレス、トリマー等と整備予定に即して簡潔に記載させること。
- (15) 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数
各病室の概要（様式第 1 号別記 1）の記載内容と突合するよう記載させること。
- (16) 機械換気設備の換気系統の区分
「感染症病室」、「結核病室」又は「病理細菌検査室」がある場合には、これらの室の空気が風道を通じて病院の他の部分に流入しないよう、機械換気設備の換気系統の区分の状況を整備内容に即して簡潔に記載させること。
- (17) 診療用電気等危害の防止方法
ア 医療用ガス設備の「危害防止方法の概要」については、吸入麻酔器、人口呼吸器等を設置し、医療ガスを使用して診療を行う施設においては、医療ガス安全・管理委員会を設置し、医療ガス設備の保守点検、工事の施工監理を行うこと等を整備内容に即して簡潔に記載させること。
イ その他、医療用ガス設備の安全対策としては、「配管は医療用カラー銅管を使用し、溶接部も同色により塗装する。酸素：緑色、笑気：青色、空気：黄色、窒素：灰色、吸引：黒色、余剰麻酔ガス：赤色、非治療用空気：クリーム色」、「アウトレット本体と導入継手の接続部分にも、ガス別特定を設ける。」、「液化酸素設備には、予備酸素マニホールドを設ける。」、「各ガスの供給監視を

行う。」、「手術室系統には、区域圧力監視盤を設ける。」、「各区域遮断弁には、供給区域を表示する。」等と整備予定に即して簡潔に記載させること。

(18) 火気使用場所の防火設備

「防火設備の概要」については、スプリンクラー設備、連結送水管設備、補助散水栓設備、窒素ガス消火設備、フード消火設備、自動火災報知設備、ガス漏れ警報設備、非常電話設備、非常放送設備、誘導灯設備等と整備予定に即して簡潔に記載させること。

(19) 精神病室のある病院の精神病室の設備

「精神疾患の特性を踏まえた適切な医療の提供及び患者の保護のために必要な方法」については、「外部から自由に望見できない施設を設ける。」、「木造のときは、保護室は1階以外に設けない。」等と整備予定に即して簡潔に記載させること。

(20) 人員配置基準を充足するための計画書

様式は任意であるが、開設許可の申請時点における人員の確保状況と、不足する人員の開設までの確保の方法につき具体的に記載させること。

なお、より確実に開設時の人員確保を確認する観点から、なるべく「人員配置基準を充足するための計画書」によらず、上記第1の8(16)イからカに掲げる書類を添付させること。

(21) 医療従事者の免許証写し

写しを添付する場合には、日本工業規格A列4番のサイズに縮小又は拡大して添付すること。

なお、上記第1の2(3)を参照すること。

第2 診療所開設許可

1 概要

臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師以外の者が診療所を開設する場合に事前に申請する。

2 手続き

(1) 申請者は、必要書類（診療所開設許可申請書に所定の添付書類）を、診療所開設地を管轄する保健所に提出又は電子申請をする。保健所長の許可を得れば、申請者は診療所を開設することができる

(2) 申請を保健所に提出又は電子申請する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が申請の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 申請者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 申請者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第7条第1項及び規則第1条の14第1項

4 手続対象者

臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師以外の者で診療所を開設しよ

うとするもの

5 提出時期

事実発生時で、建築確認終了から着工までの間

6 手数料

診療所開設許可手数料 19,000 円（手数料条例別表第 1 第 72 項）

7 申請書様式及び提出部数

様式第 2 号 診療所開設許可申請書 1 部

8 添付書類

- (1) 開設者の履歴書
- (2) 開設者が法人である場合には、登記簿謄本又は登記事項証明書（新たに設立した医療法人で登記未了の場合には、設立認可書写し）
- (3) 開設者が法人である場合には、定款、寄附行為又は条例の写し
- (4) 当該診療所敷地の公図及び登記簿謄本又は登記事項証明書並びに現に当該診療所建物がある場合には建物の登記簿謄本又は登記事項証明書
- (5) 敷地の平面図
- (6) 敷地周囲の見取図
- (7) 建物の平面図
- (8) 当該診療所に係る土地又は建物が開設者の所有に係るもの以外の場合には、賃貸借契約書の写しその他の当該土地又は建物を使用する権限が開設者にあることを疎明する資料
- (9) 建築基準法の規定による確認済証の写し
- (10) 各病室の概要（様式第 2 号別記 1）
- (11) 療養病床を設ける場合又は一般病床を 10 床以上設ける場合には、廊下の設置状況（様式第 2 号別記 2）及び階段の設置状況（様式第 2 号別記 3）
- (12) 飲料水水質検査成績書の写し又は使用飲料水が上水道又は簡易水道によるものである場合には、その旨を疎明する書類
- (13) 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可書の写し。

9 診療所開設許可申請書（様式第 2 号）に関する留意事項

当該申請書末尾の（注）に掲げるほかは、次のとおり。

- (1) 共通事項
 - ア 複数の該当する室がある場合は、一部屋ごとに欄を設け、記載させること。
 - イ 平面図との対応関係が明らかになるよう、留意すること。
 - ウ 診療所内の室の名称にかかわらず、機能が該当する室は、平面図に即して漏れなく記載させること。
- (2) 診療を行おうとする科目
上記第 1 の 9（2）に同じ。
- (3) 従業員の定員
当該診療所に療養病床が置かれる場合には、必須の人員の漏れがないようにさせること。
- (4) エックス線装置及び診療室
上記第 1 の 9（7）に同じ。
- (5) 歯科技工室
上記第 1 の 9（14）に同じ。

- (6) 調剤所
上記第1の9(8)に同じ。
- (7) 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数
各病室の概要(様式第2号別記1)の記載内容と突合するよう記載させること。
- (8) 機械換気設備の換気系統の区分
上記第1の9(16)に同じ。
- (9) 診療用電気等危害の防止方法
上記第1の9(17)に同じ。
- (10) 火気使用場所の防火設備
上記第1の9(18)に同じ。

第3 助産所開設許可

1 概要

助産師(保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「保助看法」。))第15条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第3項の規定による登録を受けた者に限る。)以外の者が助産所を開設する場合に事前に申請する。

2 手続き

- (1) 申請者は、必要書類(助産所開設許可申請書に所定の添付書類)を、助産所開設地を管轄する保健所に提出又は電子申請をする。保健所長の許可を得れば、申請者は助産所を開設することができる。
- (2) 申請を保健所に提出又は電子申請する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が申請の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
 - ア 申請者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
 - イ 申請者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第7条第1項及び規則第2条第1項

4 手続対象者

助産師(保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「保助看法」。))第15条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第3項の規定による登録を受けた者に限る。)以外の者で助産所を開設しようとするもの

5 提出時期

事実発生時で、建築確認終了から着工までの間

6 手数料

助産所開設許可手数料 11,000 円(手数料条例別表第1第73項)

7 申請書様式及び提出部数

様式第3号 助産所開設許可申請書 1部

8 添付書類

- (1) 開設者の履歴書
- (2) 開設者が法人である場合には、登記簿謄本又は登記事項証明書（新たに設立した医療法人で登記未了の場合には、設立認可書写し）
- (3) 開設者が法人である場合には、定款、寄附行為又は条例の写し
- (4) 当該助産所敷地の公図及び登記簿謄本又は登記事項証明書並びに現に当該助産所建物がある場合には建物の登記簿謄本又は登記事項証明書
- (5) 敷地の平面図
- (6) 敷地周囲の見取図
- (7) 建物の平面図
- (8) 当該助産所に係る土地又は建物が開設者の所有に係るもの以外の場合には、賃貸借契約書の写しその他の当該土地又は建物を使用する権限が開設者にあることを疎明する資料
- (9) 建築基準法の規定による確認済証の写し
- (10) 各入所室の概要及び階段の設置状況（様式第3号別記）
- (11) 飲料水水質検査成績書の写し又は使用飲料水が上水道又は簡易水道によるものである場合には、その旨を疎明する書類

9 助産開設許可申請書（様式第3号）に関する留意事項

当該申請書末尾の（注）に掲げるほかは、次のとおり。

- (1) 共通事項
 - ア 複数の該当する室がある場合は、一部屋ごとに欄を設け、記載させること。
 - イ 平面図との対応関係が明らかになるよう、留意すること。
 - ウ 助産所内の室の名称にかかわらず、機能が該当する室は、平面図に即して漏れなく記載させること。
- (2) 分べん室
「分べん室」の「構造設備」については、「分娩台2台」等と整備予定に即して簡潔に記載させること。
- (3) 火気使用場所の防火設備
上記第1の9（18）に同じ。

第4 診療所開設届

1 概要

臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師が診療所を開設した場合に開設後10日以内に届け出る。

2 手続き

- (1) 届出者は、必要書類（診療所開設届に所定の添付書類）を、診療所所在地を管轄する保健所に提出又は「いばらき電子申請・届出サービス」による電子届出（以下、「電子届出」という）をする。
- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

- (3) 届書の添付書類のうち、開設者及び管理者の臨床研修修了登録証の写し又は免許証の写し及び再教育研修修了登録証の写し、薬剤師の免許証写し及び診療に従事する医師若しくは歯科医師又は業務に従事する助産師の免許証の写しの添付の省略について

届出者において診療所開設届と併せて臨床研修修了登録証、免許証及び再教育研修修了登録証の本証を保健所に直接持参し、保健所職員が当該本証を確認した場合には、これらの写しの添付を省略することができる。

この場合には、届書の「保健所担当者確認欄」に、本証を確認した職員が署名し、本証については届出者に還付すること。

3 手続根拠規定

法第8条及び規則第4条

4 手続対象者

診療所を開設した臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師

5 提出時期

開設後10日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第4号 診療所開設届 1部

8 添付書類

- (1) 開設者の履歴書及び臨床研修修了登録証の写し（開設者が医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合には、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。また、平成16年4月1日以前に医師免許を受けている者及び同日前に医師免許の申請を行った者であって同日以後に医師免許を受けた者又は平成18年4月1日以前に歯科医師免許を受けている者及び同日前に歯科医師免許の申請を行った者であって同日以後に歯科医師免許を受けた者である場合には、臨床研修修了登録証の写しの代わりに免許証の写しを添付すること。）。ただし、臨床研修修了登録証の写し又は免許証の写し及び再教育研修修了登録証の写しについては、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。
- (2) 当該診療所敷地の公図及び登記簿謄本又は登記事項証明書並びに当該診療所建物の登記簿謄本又は登記事項証明書
- (3) 敷地の平面図
- (4) 敷地周囲の見取図
- (5) 建物の平面図
- (6) 当該診療所に係る土地又は建物が開設者の所有に係るもの以外の場合には、賃貸借契約書の写しその他の当該土地又は建物を使用する権限が開設者にあることを疎明する資料

- (7) 建築基準法の規定による確認済証の写し
- (8) 各病室の概要（様式第4号別記1）
- (9) 療養病床を設ける場合又は一般病床を10床以上設ける場合には、廊下の設置状況（様式第4号別記2）及び階段の設置状況（様式第4号別記3）
- (10) 飲料水水質検査成績書の写し又は使用飲料水が上水道又は簡易水道によるものである場合には、その旨を疎明する書類
- (11) 薬剤師が勤務する場合は、免許証の写し。ただし、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。
- (12) 管理者の履歴書及び臨床研修修了登録証の写し（管理者が医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合には、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。また、平成16年4月1日以前に医師免許を受けている者及び同日前に医師免許の申請を行った者であって同日以後に医師免許を受けた者又は平成18年4月1日以前に歯科医師免許を受けている者及び同日前に歯科医師免許の申請を行った者であって同日以後に歯科医師免許を受けた者である場合には、臨床研修修了登録証の写しの代わりに免許証の写しを添付すること。）。ただし、臨床研修修了登録証の写し又は免許証の写し及び再教育研修修了登録証の写しについては、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。
- (13) 診療に従事する医師若しくは歯科医師又は業務に従事する助産師の免許証の写し。ただし、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。
- (14) オンライン診療を実施する場合には、基準等遵守の確認をするためのチェックリスト（医療機関 ver.）（全ての項目を確認し、チェックを記入すること。）

9 診療所開設届（様式第4号）に関する留意事項

当該申請書末尾の（注）に掲げるほかは、次のとおり。

- (1) 共通事項
上記第2の9（1）に同じ。
- (2) 診療を行おうとする科目
上記第1の9（2）に同じ。
- (3) 従業員の定員
上記第2の9（3）に同じ。
- (4) エックス線装置及び診療室
上記第1の9（7）に同じ。
- (5) 歯科技工室
上記第1の9（14）に同じ。
- (6) 調剤所
上記第1の9（8）に同じ。
- (7) 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数
各病室の概要（様式第4号別記1）の記載内容と突合するよう記載させること。
- (8) 機械換気設備の換気系統の区分
上記第1の9（16）に同じ。
- (9) 診療用電気等危害の防止方法
上記第1の9（17）に同じ。

- (10) 火気使用場所の防火設備
上記第1の9(18)に同じ。
- (11) 医療従事者の免許証写し
写しを添付する場合には、日本工業規格A列4番のサイズに縮小又は拡大して添付すること。
なお、上記第4の2(3)を参照すること。

第5 助産所開設届

1 概要

助産師（保助看法第15条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第3項の規定による登録を受けた者に限る。）が助産所を開設した場合に開設後10日以内に届け出る。

2 手続き

- (1) 届出者は、必要書類（助産所開設届に所定の添付書類）を、助産所所在地を管轄する保健所に提出又は電子届出をする。
- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
 - ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
 - イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等
- (3) 届書の添付書類のうち、開設者及び管理者の免許証の写し及び再教育研修修了登録証の写し並びに業務に従事する助産師の免許証の写しの添付の省略について

届出者において助産所開設届と併せて免許証及び再教育研修修了登録証の本証を保健所に直接持参し、保健所職員が当該本証を確認した場合には、これらの写しの添付を省略することができる。

この場合には、届書の「保健所担当者確認欄」に、本証を確認した職員が署名し、本証については届出者に還付すること。

3 手続根拠規定

法第8条及び規則第5条

4 手続対象者

助産所を開設した助産師（保助看法第15条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第3項の規定による登録を受けた者に限る。）

5 提出時期

開設後10日以内

6 手数料

なし

7 申請書様式及び提出部数

様式第5号 助産所開設届 1部

8 添付書類

- (1) 開設者の履歴書及び免許証の写し（開設者が保助看法第 15 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合には、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。）。ただし、免許証の写し及び再教育研修修了登録証の写しについては、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。
- (2) 当該助産所敷地の公図及び登記簿謄本又は登記事項証明書並びに当該助産所建物の登記簿謄本又は登記事項証明書
- (3) 敷地の平面図
- (4) 敷地周囲の見取図
- (5) 建物の平面図
- (6) 当該助産所に係る土地又は建物が開設者の所有に係るもの以外の場合には、賃貸借契約書の写しその他の当該土地又は建物を使用する権限が開設者にあることを疎明する資料
- (7) 建築基準法の規定による確認済証の写し
- (8) 各入所室の概要及び階段の設置状況（様式第 5 号別記）
- (9) 飲料水水質検査成績書の写し又は使用飲料水が上水道又は簡易水道によるものである場合には、その旨を疎明する書類
- (10) 管理者の履歴書及び免許証の写し（管理者が保助看法第 15 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合には、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。）。ただし、免許証の写し及び再教育研修修了登録証の写しについては、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。
- (11) 業務に従事する助産師の免許証の写し。ただし、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。
- (12) 分娩を取り扱う場合は、次の書類
 - ア 規則第 15 条の 2 第 1 項の医師に嘱託した旨の書類又は同条第 2 項の病院若しくは診療所が診療科名中に産科若しくは産婦人科を有する旨の書類及び当該病院若しくは診療所に対し同項に規定する嘱託を行った旨の書類
 - イ 規則第 15 条の 2 第 3 項の嘱託する病院又は診療所に嘱託した旨の書類

9 助産所開設届（様式第 5 号）に関する留意事項

当該申請書末尾の（注）に掲げるほかは、次のとおり。

- (1) 共通事項
上記第 3 の 9（1）に同じ。
- (2) 分べん室
上記第 3 の 9（2）に同じ。
- (3) 火気使用場所の防火設備
上記第 1 の 9（18）に同じ。
- (4) 医療従事者の免許証写し
写しを添付する場合には、日本工業規格 A 列 4 番のサイズに縮小又は拡大して添付すること。
なお、上記第 5 の 2（3）を参照すること。

第 6 診療所病床設置許可

1 概要

診療所に病床を設置する場合（規則第1条の14第7項第1号から第3号までに掲げる場合を除く。）に事前に申請する。

2 手続き

- (1) 申請者は、必要書類（診療所病床設置許可申請書に所定の添付書類）を、診療所所在地を管轄する保健所に提出又は電子申請をする。保健所長の許可を得れば、申請者はその開設する診療所に病床を設置できる。
- (2) 申請を保健所に提出又は電子申請する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が申請の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
 - ア 申請者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
 - イ 申請者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等
- (3) 申請書の添付書類のうち、医療従事員名簿に登載された医師、看護師及び准看護師の免許証写しの添付の省略について
療養病床を設置する場合で、申請者において診療所病床設置許可申請書と併せて免許証の本証を保健所に直接持参し、保健所職員が当該本証を確認した場合には、これらの写しの添付を省略することができる。
この場合には、医療従事員名簿（様式第6号別記4）の「保健所担当者確認欄」に、本証を確認した職員が署名し、本証については申請者に還付すること。

3 手続根拠規定

法第7条第3項及び規則第1条の14第5項

4 手続対象者

診療所の開設者で、当該診療所に病床を設置しようとするもの（規則第1条の14第7項第1号から第3号に規定する診療所に一般病床を設置しようとするものを除く）

5 提出時期

- (1) 茨城県保健医療計画に基づく病院の開設等に関する指導要綱（平成5年茨城県告示第1243号）の規定に基づく事前協議を経て病床についての配分を受けた後、建築確認終了から着工までの間
- (2) 平成18年12月31日までに建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定により同法第4条の建築主事が受理している確認の申請書に係る診療所の療養病床以外の病床については、建築確認終了から着工までの間

6 手数料

なし

7 申請書様式及び提出部数

様式第6号 診療所病床設置許可申請書 1部

8 添付書類

- (1) 建物の平面図
- (2) 各病室の概要（様式第6号別記1）及び廊下の設置状況（様式第6号別記2）
- (3) 療養病床を設置する場合で、人員配置基準を満たさない場合は、人員配置基準を充足するための計画書
- (4) 診療所病床設置許可が、開設者の変更、診療所の移転によるもので、療養病床を設置する場合には、次の書類
 - ア 前年1年間の病床種別ごとの1日平均入院患者数（増床等で実績がない場合には見込み数）（様式第6号別記3）
 - イ 医療従事者名簿（非常勤の医療従事者を含む。様式第6号別記4）
 - ウ イの医療従事者名簿に登載された医師、看護師及び准看護師の免許証写し。
ただし、免許証の写しについては、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。
 - エ イの医療従事者名簿に登載された医師の就任承諾書及び履歴書
 - オ 医師、看護師、准看護師及び看護補助者のうち、非常勤職員の勤務状況を疎明する資料（様式第6号別記5）
 - カ 就業規則の写し

9 診療所病床設置許可申請書（様式第6号）に関する留意事項

当該申請書末尾の（注）に掲げるほかは、次のとおり。

- (1) 共通事項
上記第2の9（1）に同じ。
- (2) 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数
各病室の概要（様式第6号別記1）の記載内容と突合するように記載させること。
- (3) 従事者の定員
上記第2の9（3）に同じ。
- (4) 浴室
上記第1の9（11）に同じ。
- (5) 人員配置基準を充足するための計画書
療養病床を設置する場合に限り提出するもので、様式は任意であるが、診療所病床設置許可の申請時点における人員の確保状況と、不足する人員の療養病床設置までの確保の方法につき具体的に記載させること。
なお、より確実に療養病床設置時の人員確保を確認する観点から、なるべく「人員配置基準を充足するための計画書」によらず、上記第6の8（4）イからカに掲げる書類を添付させること。
- (6) 医療従事者の免許証写し
写しを添付する場合には、日本工業規格A列4番のサイズに縮小又は拡大して添付すること。
なお、上記第6の2（3）を参照すること。

第7 病院開設後の届

1 概要

病院開設後10日以内に届け出る。

2 手続き

- (1) 届出者は、必要書類（病院開設後の届書に所定の添付書類）を、病院所在地を管轄する保健所に提出又は電子届出をする。保健所長は県知事に書類を進達する。
- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
 - ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
 - イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等
- (3) 届書の添付書類のうち、管理者の臨床研修修了登録証の写し又は免許証の写し及び再教育研修修了登録証の写し、診療に従事する医師若しくは歯科医師又は業務に従事する助産師の免許証の写し及び薬剤師の免許証写しの添付の省略について
届出者において病院開設後の届と併せて臨床研修修了登録証、免許証及び再教育研修修了登録証の本証を保健所に直接持参し、保健所職員が当該本証を確認した場合には、これらの写しの添付を省略することができる。
この場合には、届書の「保健所担当者確認欄」に、本証を確認した職員が署名し、本証については届出者に還付すること。

3 手続根拠規定

法第 30 条の 2、政令第 4 条の 2 第 1 項及び規則第 3 条第 1 項

4 手続対象者

病院開設者

5 提出時期

開設後 10 日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数（電子届出の場合は 1 部とする。）

様式第 7 号 病院開設後の届 2 部

8 添付書類

- (1) 管理者の履歴書及び臨床研修修了登録証の写し（管理者が医師法第 7 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法第 7 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合には、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。また、平成 16 年 4 月 1 日以前に医師免許を受けている者及び同日前に医師免許の申請を行った者であって同日以後に医師免許を受けた者又は平成 18 年 4 月 1 日以前に歯科医師免許を受けている者及び同日前に歯科医師免許の申請を行った者であって同日以後に歯科医師免許を受けた者である場合には、臨床研修修了登録証の写しの代わりに免許証の写しを添付すること。）。ただし、臨床研修修了登録証の写し又は免許証の写し及び再教育研修修了登録証の写しについては、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。

- (2) 診療に従事する医師若しくは歯科医師又は業務に従事する助産師の免許証の写し。ただし、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。
- (3) 薬剤師の免許証の写し。ただし、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。
- (4) オンライン診療を実施する場合には、基準等遵守の確認をするためのチェックリスト（医療機関 ver.）（全ての項目を確認し、チェックを記入すること。）

9 病院開設後の届（様式第7号）に関する留意事項

臨床研修修了登録証の写し、免許証写し及び再教育研修修了登録証の写しを添付する場合には、日本工業規格A列4番のサイズに縮小又は拡大して添付すること。
なお、上記第7の2（3）を参照すること。

第8 診療所開設後の届

1 概要

診療所開設後10日以内に届け出る。

2 手続き

- (1) 届出者は、必要書類（診療所開設後の届書に所定の添付書類）を、診療所所在地を管轄する保健所に提出又は電子届出をする。
- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等
- (3) 届書の添付書類のうち、管理者の臨床研修修了登録証の写し又は免許証の写し及び再教育研修修了登録証の写し、診療に従事する医師若しくは歯科医師又は業務に従事する助産師の免許証の写し及び薬剤師の免許証写しの添付の省略について

届出者において診療所開設後の届と併せて臨床研修修了登録証、免許証及び再教育研修修了登録証の本証を保健所に直接持参し、保健所職員が当該本証を確認した場合には、これらの写しの添付を省略することができる。

この場合には、届書の「保健所担当者確認欄」に本証を確認した職員が署名し、本証については届出者に還付すること。

3 手続根拠規定

法第30条の2、政令第4条の2第1項及び規則第3条第1項

4 手続対象者

診療所開設の許可を受けた診療所開設者

5 提出時期

開設後10日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 8 号 診療所開設後の届 1 部

8 添付書類

- (1) 管理者の履歴書及び臨床研修修了登録証の写し（管理者が医師法第 7 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法第 7 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合には、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。また、平成 16 年 4 月 1 日以前に医師免許を受けている者及び同日前に医師免許の申請を行った者であって同日以後に医師免許を受けた者又は平成 18 年 4 月 1 日以前に歯科医師免許を受けている者及び同日前に歯科医師免許の申請を行った者であって同日以後に歯科医師免許を受けた者である場合には、臨床研修修了登録証の写しの代わりに免許証の写しを添付すること。）。ただし、臨床研修修了登録証の写し又は免許証の写し及び再教育研修修了登録証の写しについては、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。
- (2) 診療に従事する医師若しくは歯科医師又は業務に従事する助産師の免許証の写し。ただし、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。
- (3) 薬剤師の免許証の写し。ただし、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。
- (4) オンライン診療を実施する場合には、基準等遵守の確認をするためのチェックリスト（医療機関 ver.）（全ての項目を確認し、チェックを記入すること。）

9 診療所開設後の届（様式第 8 号）に関する留意事項

臨床研修修了登録証の写し、免許証写し及び再教育研修修了登録証の写しを添付する場合には、日本工業規格 A 列 4 番のサイズに縮小又は拡大して添付すること。
なお、上記第 8 の 2（3）を参照すること。

第 9 助産所開設後の届

1 概要

助産所開設後 10 日以内に届け出る。

2 手続き

- (1) 届出者は、必要書類（助産所開設後の届書に所定の添付書類）を、助産所所在地を管轄する保健所に提出又は電子届出をする。
- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等
- (3) 届書の添付書類のうち、管理者の免許証の写し及び再教育研修修了登録証の写し並びに業務に従事する助産師の免許証の写しの添付の省略について

届出者において助産所開設後の届と併せて免許証及び再教育研修修了登録証の本証を保健所に直接持参し、保健所職員が当該本証を確認した場合には、これらの写しの添付を省略することができる。

この場合には、届書の「保健所担当者確認欄」に、本証を確認した職員が署名し、本証については届出者に還付すること。

3 手続根拠規定

法第 30 条の 2、政令第 4 条の 2 第 1 項及び規則第 3 条第 1 項

4 手続対象者

助産所開設の許可を受けた助産所開設者

5 提出時期

開設後 10 日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 9 号 助産所開設後の届 1 部

8 添付書類

(1) 管理者の履歴書及び免許証の写し（管理者が保助看法第 15 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合には、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。）。ただし、免許証の写し及び再教育研修修了登録証の写しについては、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。

(2) 業務に従事する助産師の免許証の写し。ただし、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。

(3) 分娩を取り扱う場合は、次の書類

ア 規則第 15 条の 2 第 1 項の医師に嘱託した旨の書類又は同条第 2 項の病院若しくは診療所が診療科名中に産科若しくは産婦人科を有する旨の書類及び当該病院若しくは診療所に対し同項に規定する嘱託を行った旨の書類

イ 規則第 15 条の 2 第 3 項の嘱託する病院又は診療所に嘱託した旨の書類

9 助産所開設後の届（様式第 9 号）に関する留意事項

免許証写し及び再教育研修修了登録証の写しを添付する場合には、日本工業規格 A 列 4 番のサイズに縮小又は拡大して添付すること。

なお、上記第 9 の 2（3）を参照すること。

第 10 病院開設許可事項の一部変更許可

1 概要

次の病院開設許可事項の一部を変更しようとする場合に事前に申請する。

(1) 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師以外の場合の開設の目的

(2) 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師以外の場合の維持の方法

(3) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業員の定員

(4) 敷地の面積及び平面図

- (5) 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示し、精神病室、感染症病室、結核病室又は療養病床に係る病室があるときは、これを明示すること。）
- (6) 次に掲げる施設の有無及び構造設備の概要
 - ア 各科専門の診察室
 - イ 手術室
 - ウ 処置室
 - エ 臨床検査施設
 - オ エックス線装置
 - カ 調剤所
 - キ 給食施設
 - ク 診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院にあつては、分べん室及び新生児の入浴施設
- (7) 療養病床を有する病院にあつては、次に掲げる施設の有無及び構造設備の概要
 - ア 機能訓練室
 - イ 談話室
 - ウ 食堂
 - エ 浴室
- (8) 歯科医業を行う病院の歯科技工室の構造設備の概要
- (9) 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数（病室の病床数を減少させようとするときを除く。）

2 手続き

- (1) 申請者は、必要書類（病院開設許可事項の一部変更許可申請書に所定の添付書類）を、病院所在地を管轄する保健所に提出又は電子申請をする。保健所長は県知事に書類を進達する。県知事の許可を得れば、申請者は必要に応じて病院の構造等の変更をすることができる。
- (2) 申請を保健所に提出又は電子申請する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が申請の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
 - ア 申請者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
 - イ 申請者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等
- (3) 申請書の添付書類のうち、医療従事員名簿に登載された医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士及び作業療法士その他の免許を有する者の当該免許証写しの添付の省略について
上記第1の2（3）に同じ。

3 手続根拠規定

法第7条第2項及び規則第1条の14第3項

4 手続対象者

上記第10の1（1）から（9）に掲げる開設許可事項を変更しようとする病院
開設者

5 提出時期

事実発生時（建築確認を要する場合には、建築確認終了から着工までの間）

6 手数料

なし

7 申請書様式及び提出部数（電子申請の場合は1部とする。）

様式第10号 病院開設許可事項の一部変更許可申請書 2部

8 添付書類

(1) 変更する開設許可事項が上記第10の1(3)の場合

前年1年間の1日平均外来患者数及び外来処方せん取扱数（様式第10号別記1）並びに前年1年間の病床種別ごとの1日平均入院患者数（増床及び病床種別の変更等で実績がない場合には見込み数）（様式第10号別記2）

(2) 変更する開設許可事項が(4)の場合

ア 変更前の敷地の平面図（変更部分を青線で囲んで示すこと。）及び変更後の敷地の平面図（変更部分を赤線で囲んで示すこと。）

イ 変更により敷地が拡張される場合には、当該拡張部分の病院敷地の公図及び登記簿謄本又は登記事項証明書

ウ 変更により敷地が拡張される場合で、当該拡張部分の土地が開設者の所有に係るもの以外の場合には、賃貸借契約書の写しその他の当該土地を使用する権限が開設者にあることを疎明する資料

(3) 変更する開設許可事項が(5)、(6)、(7)又は(8)の場合

ア 変更前の平面図（変更部分を青線で囲んで示すこと。）及び変更後の平面図（変更部分を赤線で囲んで示すこと。）

イ 廊下の設置状況（様式第10号別記4）及び階段の設置状況（様式第10号別記5）（必要な場合）

ウ 病院の構造設備の概要書（様式第10号別記8）（必要な場合）

エ 当該変更が、建築確認を要する場合には、建築基準法の規定による確認済証の写し

(4) 変更する開設許可事項が(9)の場合

ア 変更前の平面図（変更部分を青線で囲んで示すこと。）及び変更後の平面図（変更部分を赤線で囲んで示すこと。）

イ 変更した病室に係る変更後の各病室の概要（様式第10号別記3）

ウ 廊下の設置状況（様式第10号別記4）及び階段の設置状況（様式第10号別記5）（必要な場合）

エ 前年1年間の1日平均外来患者数及び外来処方せん取扱数（様式第10号別記1）並びに前年1年間の病床種別ごとの1日平均入院患者数（増床及び病床種別の変更等で実績がない場合には見込み数）（様式第10号別記2）

オ 医療従業員名簿（非常勤の医療従業員を含む。様式第10号別記6）

カ オの医療従業員名簿に登載された医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士及び作業療法士その他の免許を有する者の当該免許証写し。ただし、免許証の写しについては、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。

キ オの医療従業員名簿に登載された医師、歯科医師及び薬剤師の就任承諾書及び履歴書

ク 非常勤職員の勤務状況を疎明する資料（様式第10号別記7）

- ケ 就業規則の写し
- コ 人員配置基準を満たさない場合には、これらを充足するための計画書
- (5) 変更が増改築等大規模な場合
 - ア 病院の構造設備の概要書（様式第 10 号別記 8）
 - イ 変更後のすべての病室に関する各病室の概要（様式第 10 号別記 3）
 - ウ 廊下の設置状況（様式第 10 号別記 4）及び階段の設置状況（様式第 10 号別記 5）
 - エ 汚水排出屈（様式第 10 号別記 9）又は汚水の排出先が下水道法に規定する公共下水道又は流域下水道であって終末処理場を設置しているものである場合には、その旨を疎明する書類
 - オ 飲料水水質検査成績書の写し又は使用飲料水が上水道又は簡易水道によるものである場合には、その旨を疎明する書類
 - カ 検体検査業務、調理業務、洗浄業務、繊維製品の滅菌消毒業務又は寝具類の洗濯業務の外部委託を行う場合で、当該業務に係る設備を設けない場合には、当該外部委託に係る契約書の写しその他の当該外部委託を疎明する資料
 - キ 上記第 10 の 8（1）から（4）のうち、該当するもの
- 9 病院開設許可事項の一部変更許可申請書（様式第 10 号）に関する留意事項

当該申請書末尾の（注）に掲げるほかは、次のとおり。

 - (1) 共通事項

平面図との対応関係が明らかになるよう、留意すること。
 - (2) 「6 変更前」及び「7 変更後」

従業員の定員を変更する場合には上記第 1 の 9（3）の留意事項に、各科専門の診察室を変更する場合には上記第 1 の 9（4）アの留意事項に、それぞれ留意して記載させること。
 - (3) 変更後構造設備に次のものがある場合には、それぞれの留意事項に留意して記載させること。
 - ア 臨床検査室

当該検査室における主要な検査機器名について、設備予定に即して簡潔に記載させること。
 - イ 調剤所

冷暗所及び備付天秤について、上記第 1 の 9（8）に留意のうえ、設備予定に即して簡潔に記載させること。
 - ウ 給食施設

食器消毒設備について、整備予定に即して簡潔に記載させること。
 - エ 療養病床を有する病院の浴室

特殊浴槽等の身体の不自由な患者の入浴に便宜な施設である場合には、その旨を簡潔に記載させること。
 - オ 歯科技工室

防塵設備について、整備予定に即して簡潔に記載させること。
 - (4) 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数

変更後のすべての病室に関する各病室の概要（様式第 10 号別記 3）の記載内容と突合するよう記載させること。
 - (5) 機械換気設備の換気系統の区分

上記第 1 の 9（16）に同じ。
 - (6) 診療用電気等危害の防止方法

- 上記第 1 の 9 (17) に同じ。
- (7) 火気使用場所の防火設備
上記第 1 の 9 (18) に同じ。
- (8) 精神病室のある病院の精神病室の設備
上記第 1 の 9 (19) に同じ。
- (9) 人員配置基準を充足するための計画書
様式は任意であるが、開設許可事項の一部変更許可の申請時点における人員の確保状況と、不足する人員の変更後までの確保の方法につき具体的に記載させること。
なお、より確実に変更後の人員確保を確認する観点から、なるべく「人員配置基準を充足するための計画書」によらず、上記第 10 の 8 (4) エからケに掲げる書類を添付させること。
- (10) 医療従事者の免許証写し
写しを添付する場合には、日本工業規格 A 列 4 番のサイズに縮小又は拡大して添付すること。
なお、上記第 10 の 2 (3) を参照すること。

第 11 診療所開設許可事項の一部変更許可

1 概要

次の診療所開設許可事項の一部を変更しようとする場合に事前に申請する。

- (1) 開設の目的
- (2) 維持の方法
- (3) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業員の定員
- (4) 敷地の面積及び平面図
- (5) 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示し、精神病室、感染症病室、結核病室又は療養病床に係る病室があるときは、これを明示すること。）
- (6) 歯科医業を行う診療所の歯科技工室の構造設備の概要
- (7) 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数（病室の病床数を減少させようとするときを除く。）

2 手続き

- (1) 申請者は、必要書類（診療所開設許可事項の一部変更許可申請書に所定の添付書類）を、診療所所在地を管轄する保健所に提出又は電子申請をする。保健所長の許可を得れば、申請者は必要に応じて診療所の構造等の変更をすることができる。
- (2) 申請を保健所に提出又は電子申請する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が申請の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
- ア 申請者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
- イ 申請者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 7 条第 2 項及び規則第 1 条の 14 第 3 項

4 手続対象者

診療所開設許可を受けて診療所を開設している者のうち、上記第 11 の 1 (1) から (7) に掲げる開設許可事項を変更しようとするもの

5 提出時期

事実発生時（建築確認を要する場合には、建築確認終了から着工までの間）

6 手数料

なし

7 申請書様式及び提出部数

様式第 11 号 診療所開設許可事項の一部変更許可申請書 1 部

8 添付書類

(1) 変更する開設許可事項が上記第 11 の 1 (4) の場合

ア 変更前の敷地の平面図（変更部分を青線で囲んで示すこと。）及び変更後の敷地の平面図（変更部分を赤線で囲んで示すこと。）

イ 変更により敷地が拡張される場合には、当該拡張部分の診療所敷地の公図及び登記簿謄本又は登記事項証明書

ウ 変更により敷地が拡張される場合で、当該拡張部分の土地が開設者の所有に係るもの以外の場合には、賃貸借契約書の写しその他の当該土地を使用する権限が開設者にあることを疎明する資料

(2) 変更する開設許可事項が上記第 11 の 1 (5) 又は (6) の場合

ア 変更前の平面図（変更部分を青線で囲んで示すこと。）及び変更後の平面図（変更部分を赤線で囲んで示すこと。）

イ 当該変更が、建築確認を要する場合には、建築基準法の規定による確認済証の写し

(3) 変更する開設許可事項が上記第 11 の 1 (7) の場合

ア 変更前の平面図（変更部分を青線で囲んで示すこと。）及び変更後の平面図（変更部分を赤線で囲んで示すこと。）

イ 変更した病室に係る変更後の各病室の概要（様式第 11 号別記 1）

ウ 廊下の設置状況（様式第 11 号別記 2）及び階段の設置状況（様式第 11 号別記 3）（必要な場合）

(4) 変更が増改築等大規模な場合

ア 変更後のすべての病室に関する各病室の概要（様式第 11 号別記 1）

イ 廊下の設置状況（様式第 11 号別記 2）及び階段の設置状況（様式第 11 号別記 3）（必要な場合）

ウ 飲料水水質検査成績書の写し又は使用飲料水が上水道又は簡易水道によるものである場合には、その旨を疎明する書類

エ 上記第 11 の 8 (1) から (3) のうち、該当するもの

9 診療所開設許可事項の一部変更許可申請書（様式第 11 号）に関する留意事項

当該申請書末尾の（注）に掲げるほかは、次のとおり。

(1) 共通事項

上記第 10 の 9 (1) に同じ。

(2) 「6 変更前」及び「7 変更後」

従業員の定員を変更する場合には上記第2の9（3）の留意事項に留意して記載させること。

- （3） 変更後の構造設備に次のものがある場合には、それぞれの留意事項に留意して記載させること。

ア 調剤所

冷暗所及び備付天秤について、上記第1の9（8）に留意のうえ、設備予定に即して簡潔に記載させること。

イ 歯科技工室

防塵設備について、整備予定に即して簡潔に記載させること。

- （4） 機械換気設備の換気系統の区分
上記第1の9（16）に同じ。
- （5） 診療用電気等危害の防止方法
上記第1の9（17）に同じ。
- （6） 火気使用場所の防火設備
上記第1の9（18）に同じ。

第12 助産所開設許可事項の一部変更許可

1 概要

次の助産所開設許可事項の一部を変更しようとする場合に事前に申請する。

- （1） 助産師その他の従業員の定員
- （2） 敷地の面積及び平面図
- （3） 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示し、妊婦、産婦又はじょく婦を入所させる室についてはその定員を明示すること。）

2 手続き

- （1） 申請者は、必要書類（助産所開設許可事項の一部変更許可申請書に所定の添付書類）を、助産所所在地を管轄する保健所に提出又は電子申請をする。保健所長の許可を得れば、申請者は必要に応じて助産所の構造等の変更をすることができる。
- （2） 申請を保健所に提出又は電子申請する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が申請の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
- ア 申請者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
- イ 申請者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第7条第2項及び規則第2条第2項

4 手続対象者

助産所開設許可を受けて助産所を開設している者のうち、上記第12の1（1）

- （2）又は（3）に掲げる開設許可事項を変更しようとするもの

5 提出時期

事実発生時（建築確認を要する場合には、建築確認終了から着工までの間）

6 手数料

なし

7 申請書様式及び提出部数

様式第 12 号 助産所開設許可事項の一部変更許可申請書 1 部

8 添付書類

(1) 変更する開設許可事項が上記第 12 の 1 (2) の場合

ア 変更前の敷地の平面図（変更部分を青線で囲んで示すこと。）及び変更後の敷地の平面図（変更部分を赤線で囲んで示すこと。）

イ 変更により敷地が拡張される場合には、当該拡張部分の助産所敷地の公図及び登記簿謄本又は登記事項証明書

ウ 変更により敷地が拡張される場合で、当該拡張部分の土地が開設者の所有に係るもの以外の場合には、賃貸借契約書の写しその他の当該土地を使用する権限が開設者にあることを疎明する資料

(2) 変更する開設許可事項が上記第 12 の 1 (3) の場合

ア 変更前の平面図（変更部分を青線で囲んで示すこと。）及び変更後の平面図（変更部分を赤線で囲んで示すこと。）

イ 当該変更が、建築確認を要する場合には、建築基準法の規定による確認済証の写し

ウ 各入所室の概要及び階段の設置状況（様式第 12 号別記。必要な場合）

(3) 変更が増改築等大規模な場合

ア 飲料水水質検査成績書の写し又は使用飲料水が上水道又は簡易水道によるものである場合には、その旨を疎明する書類

イ 上記第 12 の 8 (1) 又は (2) のうち、該当するもの

9 助産所開設許可事項の一部変更許可申請書（様式第 12 号）に関する留意事項

当該申請書末尾の（注）に掲げるほかは、次のとおり。

(1) 共通事項

上記第 10 の 9 (1) に同じ。

(2) 火気使用場所の防火設備

上記第 1 の 9 (18) に同じ。

第 13 病院開設許可事項の一部変更届

1 概要

次の病院開設許可事項の一部を変更した場合に変更後 10 日以内に届け出る。

(1) 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

(2) 名称

(3) 診療を行おうとする科目

(4) 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であって現に病院若しくは診療所を開設若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときはその旨

(5) 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数（病室の病床数を減少する場合に限る。）

- (6) 開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例
- (7) 汚水を排出しようとする公共用水域の種類及び名称
- (8) 汚水を排出しようとする場所
- (9) 汚水の排出の方法
- (10) 排出しようとする汚水の量
- (11) 排出しようとする汚水の水質
- (12) 排出しようとする汚水の処理の方法
- (13) 汚水排出経路概要図（汚水処理系統を含む。）

2 手続き

- (1) 届出者は、必要書類（病院開設許可事項の一部変更届に所定の添付書類）を、病院所在地を管轄する保健所に提出又は電子届出をする。保健所長は県知事に書類を送付する。
- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
 - ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
 - イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 30 条の 2、政令第 4 条第 1 項及び規則第 1 条の 14 第 4 項

4 手続対象者

上記第 13 の 1（1）から（13）に掲げる開設許可事項を変更した病院開設者

5 提出時期

事実発生から 10 日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数（電子届出の場合は 1 部とする。）

様式第 13 号 病院開設許可事項の一部変更届 2 部

8 添付書類

- (1) 変更した開設許可事項が上記第 13 の 1（1）の場合
変更後の開設者が法人である場合には、登記簿謄本又は登記事項証明書
- (2) 変更した開設許可事項が上記第 13 の 1（3）の場合
麻酔科を新設する場合には、麻酔科の標榜の許可書写し
- (3) 変更した開設許可事項が上記第 13 の 1（5）の場合
 - ア 変更前の平面図（変更部分を青線で囲んで示すこと。）及び変更後の平面図（変更部分を赤線で囲んで示すこと。）
 - イ 変更した病室に係る変更後の各病室の概要（別記）
- (4) 変更した開設許可事項が上記第 13 の 1（7）から（13）の場合
変更後の汚水の排出先が下水道法に規定する公共下水道又は流域下水道であって終末処理場を設置しているものである場合には、その旨を疎明する書類

9 病院開設許可事項の一部変更届（様式第 13 号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるほかは、次のとおり。

- （１） 共通事項
上記第 10 の 9（１）に同じ。
- （２） 「６ 変更前」及び「７ 変更後」
 - ア 診療を行おうとする科目
上記第 1 の 9（２）に同じ。
 - イ 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数
各病室の概要（様式第 13 号別記）の記載内容と突合するように記載させること。

第 14 診療所開設許可事項の一部変更届

1 概要

次の診療所開設許可事項の一部を変更した場合に変更後 10 日以内に届け出る。

- （１） 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- （２） 名称
- （３） 診療を行おうとする科目
- （４） 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であって現に病院若しくは診療所を開設若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときはその旨
- （５） 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数（病室の病床数を減少する場合に限る。）
- （６） 開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例

2 手続き

- （１） 届出者は、必要書類（診療所開設許可事項の一部変更届に所定の添付書類）を、診療所所在地を管轄する保健所に提出又は電子届出をする。
- （２） 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
 - ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
 - イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 30 条の 2、政令第 4 条第 1 項及び規則第 1 条の 14 第 4 項

4 手続対象者

上記第 14 の 1（１）から（６）に掲げる開設許可事項を変更した診療所開設者

5 提出時期

事実発生から 10 日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 14 号 診療所開設許可事項の一部変更届 1 部

8 添付書類

- (1) 変更した開設許可事項が上記第 14 の 1 (1) の場合
変更後の開設者が法人である場合には、登記簿謄本又は登記事項証明書
- (2) 変更した開設許可事項が上記第 14 の 1 (3) の場合
麻酔科を新設する場合には、麻酔科の標榜の許可書写し
- (3) 変更した開設許可事項が上記第 14 の 1 (5) の場合
 - ア 変更前の平面図（変更部分を青線で囲んで示すこと。）及び変更後の平面図（変更部分を赤線で囲んで示すこと。）
 - イ 変更した病室に係る変更後の各病室の概要（様式第 14 号別記）

9 診療所開設許可事項の一部変更届（様式第 14 号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるほかは、次のとおり。

- (1) 共通事項
上記第 10 の 9 (1) に同じ。
- (2) 「6 変更前」及び「7 変更後」
 - ア 診療を行おうとする科目
上記第 1 の 9 (2) に同じ。
 - イ 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数
各病室の概要（様式第 14 号別記）の記載内容と突合するよう記載させること。

第 15 助産所開設許可事項の一部変更届

1 概要

次の助産所開設許可事項の一部を変更した場合に変更後 10 日以内に届け出る。

- (1) 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 名称
- (3) 開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例

2 手続き

- (1) 届出者は、必要書類（助産所開設許可事項の一部変更届に所定の添付書類）を、助産所所在地を管轄する保健所に提出又は電子届出をする。
- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
 - ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
 - イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 30 条の 2，政令第 4 条第 1 項及び規則第 2 条第 3 項

4 手続対象者

上記第 15 の 1 (1)，(2) 又は (3) に掲げる開設許可事項を変更した助産所開設者

5 提出時期

事実発生から 10 日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 15 号 助産所開設許可事項の一部変更届 1 部

8 添付書類

変更した開設許可事項が上記第 15 の 1 (1) の場合

変更後の開設者が法人である場合には，登記簿謄本又は登記事項証明書

第 16 診療所開設届出事項の一部変更届

1 概要

診療所を開設した臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師が，次の診療所開設届出事項の一部を変更した場合に変更後 10 日以内に届け出る。

(1) 開設者の住所及び氏名

(2) 名称

(3) 開設の場所

(4) 診療を行おうとする科目

(5) 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であって現に病院若しくは診療所を開設若しくは管理し，又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときはその旨

(6) 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であって，同時に二以上の病院又は診療所を開設しようとするものであるときはその旨

(7) 医師，歯科医師，薬剤師，看護師その他の従業員の定員

(8) 敷地の面積及び平面図

(9) 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示し，精神病室，感染症病室，結核病室又は療養病床に係る病室があるときは，これを明示すること。）

(10) 歯科医業を行う診療所の歯科技工室の構造設備の概要

(11) 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数

(12) 管理者の住所及び氏名

(13) 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名，担当診療科名，診療日及び診療時間

(14) 業務に従事する助産師の氏名，勤務の日及び勤務時間

(15) 薬剤師が勤務するときは，その氏名

(16) オンライン診療の実施

2 手続き

- (1) 届出者は、必要書類（診療所開設届出事項の一部変更届に所定の添付書類）を、診療所所在地を管轄する保健所に提出又は電子届出をする。
- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
 - ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
 - イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等
- (3) 届書の添付書類のうち開設者及び管理者の臨床研修修了登録証の写し又は免許証の写し及び再教育研修修了登録証の写し、薬剤師の免許証写し及び診療に従事する医師若しくは歯科医師又は業務に従事する助産師の免許証の写しの添付の省略について

届出者において診療所開設届出事項の一部変更届と併せて臨床研修修了登録証、免許証及び再教育研修修了登録証の本証を保健所に直接持参し、保健所職員が当該本証を確認した場合には、これらの写しの添付を省略することができる。

この場合には、届書の「保健所担当者確認欄」に、本証を確認した職員が署名し、本証については届出者に還付すること。

3 手続根拠規定

法第 30 条の 2 及び政令第 4 条第 3 項

4 手続対象者

上記第 16 の 1 (1) から (15) に掲げる開設届出事項を変更した診療所開設者

5 提出時期

事実発生から 10 日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 16 号 診療所開設届出事項の一部変更届 1 部

8 添付書類

- (1) 変更した開設届出事項が上記第 16 の 1 (1) の場合

開設者の履歴書及び臨床研修修了登録証の写し（開設者が医師法第 7 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法第 7 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合には、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。また、平成 16 年 4 月 1 日以前に医師免許を受けている者及び同日前に医師免許の申請を行った者であって同日以後に医師免許を受けた者又は平成 18 年 4 月 1 日以前に歯科医師免許を受けている者及び同日前に歯科医師免許の申請を行った者であって同日以後に歯科医師免許を受けた者である場合には、臨床研修修了登録証の写しの代わりに免許証の写しを添付すること。）。ただし、臨床研修修了登録証の写し又は免許証の写し及び再教育

研修修了登録証の写しについては、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。

- (2) 変更した開設届出事項が上記第 16 の 1 (4) の場合
麻酔科を新設する場合には、麻酔科の標榜の許可書写し
- (3) 変更した開設届出事項が上記第 16 の 1 (8) の場合
 - ア 変更前の敷地の平面図（変更部分を青線で囲んで示すこと。）及び変更後の敷地の平面図（変更部分を赤線で囲んで示すこと。）
 - イ 変更により敷地が拡張される場合には、当該拡張部分の診療所敷地の公図及び登記簿謄本又は登記事項証明書
 - ウ 変更により敷地が拡張される場合で、当該拡張部分の土地が開設者の所有に係るもの以外の場合には、賃貸借契約書の写しその他の当該土地を使用する権限が開設者にあることを疎明する資料
- (4) 変更した開設届出事項が上記第 16 の 1 (9) 又は (10) の場合
 - ア 変更前の平面図（変更部分を青線で囲んで示すこと。）及び変更後の平面図（変更部分を赤線で囲んで示すこと。）
 - イ 当該変更が、建築確認を要する場合には、建築基準法の規定による確認済証の写し
- (5) 変更した開設届出事項が上記第 16 の 1 (11) の場合
 - ア 変更前の平面図（変更部分を青線で囲んで示すこと。）及び変更後の平面図（変更部分を赤線で囲んで示すこと。）
 - イ 変更した病室に係る変更後の各病室の概要（様式第 16 号別記 1）
 - ウ 廊下の設置状況（別記 2）及び階段の設置状況（様式第 16 号別記 3）（必要な場合）
- (6) 変更した開設届出事項が上記第 16 の 1 (12) の場合
新たに管理者が就任する場合には、当該者の履歴書及び臨床研修修了登録証の写し（管理者が医師法第 7 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法第 7 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合には、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。また、平成 16 年 4 月 1 日以前に医師免許を受けている者及び同日前に医師免許の申請を行った者であって同日以後に医師免許を受けた者又は平成 18 年 4 月 1 日以前に歯科医師免許を受けている者及び同日前に歯科医師免許の申請を行った者であって同日以後に歯科医師免許を受けた者である場合には、臨床研修修了登録証の写しの代わりに免許証の写しを添付すること。）。ただし、臨床研修修了登録証の写し又は免許証の写し及び再教育研修修了登録証の写しについては、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。
- (7) 変更した開設届出事項が上記第 16 の 1 (13), (14) 又は (15) の場合
新たに医師、歯科医師、助産師又は薬剤師が就業する場合には、当該者の免許証の写し。ただし、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。
- (8) 変更が増改築等大規模な場合

- ア 変更後のすべての病室に関する各病室の概要（様式第 16 号別記 1）
 - イ 廊下の設置状況（様式第 16 号別記 2）及び階段の設置状況（様式第 16 号別記 3）（必要な場合）
 - ウ 飲料水水質検査成績書の写し又は使用飲料水が上水道又は簡易水道によるものである場合には、その旨を疎明する書類
 - エ 上記第 16 の 8（3）から（5）のうち、該当するもの
 - （9） 変更した開設届出事項が（16）で変更後にオンライン診療を実施する場合基準等遵守の確認をするためのチェックリスト（医療機関 ver.）（全ての項目を確認し、チェックを記入すること。）
- 9 診療所開設届出事項の一部変更届（様式第 16 号）に関する留意事項
- 当該届書末尾の（注）に掲げるほかは、次のとおり。
- （1） 共通事項
上記第 2 の 9（1）に同じ。
 - （2） 診療を行おうとする科目
上記第 1 の 9（2）に同じ。
 - （3） 従業員の定員
上記第 2 の 9（3）に同じ。
 - （4） 変更後の構造設備に次のものがある場合には、それぞれの留意事項に留意して記載させること。
 - ア 調剤所
冷暗所及び備付天秤について、上記第 1 の 9（8）に留意のうえ、設備予定に即して簡潔に記載させること。
 - イ 歯科技工室
防塵設備について、整備予定に即して簡潔に記載させること。
 - （5） 機械換気設備の換気系統の区分
上記第 1 の 9（16）に同じ。
 - （6） 診療用電気等危害の防止方法
上記第 1 の 9（17）に同じ。
 - （7） 火気使用場所の防火設備
上記第 1 の 9（18）に同じ。
 - （8） 医療従事者の免許証写し
写しを添付する場合には、日本工業規格 A 列 4 番のサイズに縮小又は拡大して添付すること。
なお、上記第 16 の 2（3）を参照すること。

第 17 助産所開設届出事項の一部変更届

1 概要

助産所を開設した助産師が、次の助産所開設届出事項の一部を変更した場合に変更後 10 日以内に届け出る。

- （1） 開設者の住所及び氏名
- （2） 名称
- （3） 開設の場所
- （4） 助産師その他の従業者の定員
- （5） 敷地の面積及び平面図

- (6) 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示し、妊婦、産婦又はじょく婦を入所させる室についてはその定員を明示すること。）
- (7) 開設者が現に助産所を開設若しくは管理し、又は病院、診療所若しくは助産所に勤務する者であるときはその旨
- (8) 同時に二以上の助産所を開設しようとする者であるときはその旨
- (9) 管理者の住所及び氏名
- (10) 業務に従事する助産師の氏名、勤務の日及び勤務時間
- (11) 規則第 15 条の 2 第 1 項の医師の住所及び氏名又は同条第 2 項の病院又は診療所の住所及び名称
- (12) 規則第 15 条の 2 第 3 項の嘱託する病院又は診療所の住所及び名称

2 手続き

- (1) 届出者は、必要書類（助産所開設届出事項の一部変更届に所定の添付書類）を、助産所所在地を管轄する保健所に提出又は電子届出をする。
- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
 - ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
 - イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等
- (3) 届書の添付書類のうち開設者及び管理者の免許証の写し及び再教育研修修了登録証の写し並びに業務に従事する助産師の免許証の写しの添付の省略について

届出者において助産所開設届出事項の一部変更届と併せて免許証及び再教育研修修了登録証の本証を保健所に直接持参し、保健所職員が当該本証を確認した場合には、これらの写しの添付を省略することができる。

この場合には、届書の「保健所担当者確認欄」に、本証を確認した職員が署名し、本証については届出者に還付すること。

3 手続根拠規定

法第 30 条の 2 及び政令第 4 条第 3 項

4 手続対象者

上記第 17 の 1 (1) から (12) に掲げる開設届出事項を変更した助産所開設者

5 提出時期

事実発生から 10 日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 17 号 助産所開設届出事項の一部変更届 1 部

8 添付書類

- (1) 変更した開設届出事項が上記第 17 の 1 (1) の場合

開設者の履歴書及び免許証の写し（開設者が保助看法第 15 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合には、再教育研修修了登

録証の写しも添付すること。)。ただし、免許証の写し及び再教育研修修了登録証の写しについては、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。

(2) 変更した開設届出事項が上記第 17 の 1 (5) の場合

ア 変更前の敷地の平面図（変更部分を青線で囲んで示すこと。）及び変更後の敷地の平面図（変更部分を赤線で囲んで示すこと。）

イ 変更により敷地が拡張される場合には、当該拡張部分の助産所敷地の公図及び登記簿謄本又は登記事項証明書

ウ 変更により敷地が拡張される場合で、当該拡張部分の土地が開設者の所有に係るもの以外の場合には、賃貸借契約書の写しその他の当該土地を使用する権限が開設者にあることを疎明する資料

(3) 変更した開設届出事項が上記第 17 の 1 (6) の場合

ア 変更前の敷地の平面図（変更部分を青線で囲んで示すこと。）及び変更後の敷地の平面図（変更部分を赤線で囲んで示すこと。）

イ 当該変更が、建築確認を要する場合には、建築基準法の規定による確認済証の写し

ウ 各入所室の概要及び階段の設置状況（別記。必要な場合）

(4) 変更した開設届出事項が上記第 17 の 1 (9) の場合

新たに管理者が就任する場合には、当該者の履歴書及び免許証の写し（管理者が保助看法第 15 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合には、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。)。ただし、免許証の写し及び再教育研修修了登録証の写しについては、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。

(5) 変更した開設届出事項が上記第 17 の 1 (10) の場合

新たに助産師が就業する場合には、当該者の免許証の写し。ただし、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。

(6) 変更した開設届出事項が上記第 17 の 1 (11) の場合

新たに規則第 15 条の 2 第 1 項の医師に嘱託した場合には、当該医師に嘱託した旨の書類又は新たに同条第 2 項の病院若しくは診療所に同項に規定する嘱託を行った場合には、当該病院若しくは診療所が診療科名中に産科若しくは産婦人科を有する旨の書類及び当該病院若しくは診療所に対し同項に規定する嘱託を行った旨の書類

(7) 変更した開設届出事項が上記第 17 の 1 (12) の場合

新たに規則第 15 条の 2 第 3 項の嘱託する病院又は診療所に嘱託した場合には、当該病院又は診療所に嘱託した旨の書類

(8) 変更が増改築等大規模な場合

ア 飲料水水質検査成績書の写し又は使用飲料水が上水道又は簡易水道によるものである場合には、その旨を疎明する書類

- イ 上記第 17 の 8 (2) 又は (3) のうち、該当するもの
- 9 助産所開設届出事項の一部変更届（様式第 17 号）に関する留意事項
- 当該届書末尾の（注）に掲げるほかは、次のとおり。
- (1) 共通事項
上記第 3 の 9 (1) に同じ。
 - (2) 火気使用場所の防火設備
上記第 1 の 9 (18) に同じ。
 - (3) 医療従事者の免許証写し
写しを添付する場合には、日本工業規格 A 列 4 番のサイズに縮小又は拡大して添付すること。
なお、上記第 17 の 2 (3) を参照すること。

第 18 診療所病床設置許可事項の一部変更許可

1 概要

次の診療所病床設置許可事項の一部を変更する場合に事前に申請する。

- (1) 医師，歯科医師，薬剤師，看護師その他の従業員の定員（療養病床に限る。）
- (2) 次に掲げる施設の有無及び構造設備の概要（療養病床に限る。）
 - ア 機能訓練室
 - イ 談話室
 - ウ 食堂
 - エ 浴室
- (3) 病床数及び各病室の病床数（病室の病床数を減少させようとするとき及び一般病床に係る病室の病床数を変更しようとするとき（増床する場合を除く。）を除く。）

2 手続き

- (1) 申請者は、必要書類（診療所病床設置許可事項の一部変更許可申請書に所定の添付書類）を、診療所所在地を管轄する保健所に提出又は電子申請をする。
- (2) 申請を保健所に提出又は電子申請する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が申請の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
 - ア 申請者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
 - イ 申請者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等
- (3) 申請書の添付書類のうち医療従業員名簿に登載された医師，歯科医師，薬剤師，看護師及び准看護師の免許証写しの添付の省略について
申請者において診療所病床設置許可事項の一部変更許可申請書と併せて免許証の本証を保健所に直接持参し、保健所職員が当該本証を確認した場合には、これらの写しの添付を省略することができる。
この場合には、申請書の「保健所担当者確認欄」に、本証を確認した職員が署名し、本証については申請者に還付すること。

3 手続根拠規定

法第 7 条第 3 項及び規則第 1 条の 14 第 6 項

4 手続対象者

診療所病床設置許可を受けた開設者のうち、上記第 18 の 1 (1), (2) 又は (3) に掲げる許可事項を変更しようとするもの

5 提出時期

事実発生時

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 18 号 診療所病床設置許可事項の一部変更許可申請書 1 部

8 添付書類

- (1) 変更する病床設置許可事項が上記第 18 の 1 (1) の場合
前年 1 年間の病床種別ごとの 1 日平均入院患者数 (様式第 18 号別記 1)
- (2) 変更する病床設置許可事項が上記第 18 の 1 (2) の場合
変更前の平面図 (変更部分を青線で囲んで示すこと。) 及び変更後の平面図 (変更部分を赤線で囲んで示すこと。)
- (3) 変更する病床設置許可事項が上記第 18 の 1 (3) の場合
 - ア 変更前の平面図 (変更部分を青線で囲んで示すこと。) 及び変更後の平面図 (変更部分を赤線で囲んで示すこと。)
 - イ 変更した病室に係る変更後の各病室の概要 (様式第 18 号別記 2)
 - ウ 廊下の設置状況 (様式第 18 号別記 3) (必要な場合)
 - エ 前年 1 年間の病床種別ごとの 1 日平均入院患者数 (様式第 18 号別記 1)
 - オ 医療従業員名簿 (非常勤の医療従業員を含む。様式第 18 号別記 4)
 - カ オの医療従業員名簿に登載された医師、看護師及び准看護師の免許証写し。
ただし、免許証の写しについては、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。
 - キ オの医療従業員名簿に登載された医師の就任承諾書及び履歴書
 - ク 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師及び看護補助者のうち、非常勤職員の勤務状況を疎明する資料 (様式第 18 号別記 5)
 - ケ 就業規則の写し
 - コ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数が人員配置基準を満たさない場合には、これらを充足するための計画書
- (4) 変更が増改築等大規模な場合
 - ア 変更後のすべての病室に関する各病室の概要 (様式第 18 号別記 2) 及び廊下の設置状況 (様式第 18 号別記 3)
 - イ 上記第 18 の 8 (1), (2) 及び (3) のうち、該当するもの

9 診療所病床設置許可事項の一部変更許可申請書 (様式第 18 号) に関する留意事項

当該申請書末尾の (注) に掲げるほかは、次のとおり。

- (1) 共通事項
上記第 10 の 9 (1) に同じ。
- (2) 「6 変更前」及び「7 変更後」

従業員の定員を変更する場合には、上記第2の9（3）の留意事項に留意して記載させること。

- （3） 変更後の構造設備に療養病床の必須施設としての浴室がある場合で、当該浴室が特殊浴槽等の身体の不自由な患者の入浴に便宜な施設であるときには、その旨を簡潔に記載させること。
- （4） 医療従事者の免許証写し
写しを添付する場合には、日本工業規格A列4番のサイズに縮小又は拡大して添付すること。
なお、上記第18の2（3）を参照すること。

第19 診療所病床設置許可事項の一部変更届

1 概要

診療所の病床に係る病室の病床数を減少させた場合及び一般病床に係る病室の病床数を変更したとき（増床した場合を除く。）に10日以内に届け出る。

2 手続き

- （1） 届出者は、必要書類（診療所病床設置許可事項の一部変更届に所定の添付書類）を、診療所所在地を管轄する保健所に提出又は電子届出をする。
- （2） 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第7条第3項及び政令第4条第2項

4 手続対象者

診療所病床設置許可を受けた開設者のうち、診療所の病床に係る病室の病床数を減少させたもの又は一般病床に係る病室の病床数を変更したもの（増床した場合を除く。）

5 提出時期

事実発生後10日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第19号 診療所病床設置許可事項の一部変更届 1部

8 添付書類

- （1） 変更前の平面図（変更部分を青線で囲んで示すこと。）及び変更後の平面図（変更部分を赤線で囲んで示すこと。）
- （2） 変更した病室に係る変更後の各病室の概要（様式第19号別記）

- 9 診療所病床設置許可事項の一部変更届（様式第 19 号）に関する留意事項
当該申請書末尾の（注）に掲げるとおり。

第 20 病院開設後の届出事項の一部変更届

1 概要

管理者の住所及び氏名を変更した場合に変更後 10 日以内に届け出る。

2 手続き

- (1) 届出者は、必要書類（病院開設後の届出事項の一部変更届書に所定の添付書類）を、病院所在地を管轄する保健所に提出又は電子届出をする。保健所長は県知事に書類を進達する。

- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

- (3) 届書の添付書類である管理者の臨床研修修了登録証の写し又は免許証の写し及び再教育研修修了登録証の写しの添付の省略について

届出者において病院開設後の届出事項の一部変更届と併せて臨床研修修了登録証、免許証及び再教育研修修了登録証の本証を保健所に直接持参し、保健所職員が当該本証を確認した場合には、これらの写しの添付を省略することができる。

この場合には、届書の「保健所担当者確認欄」に、本証を確認した職員が署名し、本証については届出者に還付すること。

3 手続根拠規定

法第 30 条の 2、政令第 4 条の 2 第 2 項及び規則第 3 条第 2 項

4 手続対象者

病院開設者のうち、管理者を変更したもの

5 提出時期

事実発生後 10 日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数（電子届出の場合は 1 部とする。）

様式第 20 号 病院開設後の届出事項の一部変更届 2 部

8 添付書類

- (1) 管理者の履歴書及び臨床研修修了登録証の写し（管理者が医師法第 7 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法第 7 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合には、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。また、平成 16 年 4 月 1 日以前に医師免許を受けている者及び同日前に医師免許の申請を行った者であって同日以後に医師免

許を受けた者又は平成 18 年 4 月 1 日以前に歯科医師免許を受けている者及び同日前に歯科医師免許の申請を行った者であって同日以後に歯科医師免許を受けた者である場合には、臨床研修修了登録証の写しの代わりに免許証の写しを添付すること。）。ただし、臨床研修修了登録証の写し、免許証の写し及び再教育研修修了登録証の写しについては、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。

- (2) 変更がオンライン診療を実施する場合
基準等遵守の確認をするためのチェックリスト（医療機関 ver.）（全ての項目を確認し、チェックを記入すること。）

9 病院開設後の届出事項の一部変更届（様式第 20 号）に関する留意事項

当該申請書末尾の（注）に掲げるとおり。

なお、上記第 20 の 2（3）を参照すること。

第 21 診療所開設後の届出事項の一部変更届

1 概要

管理者の住所及び氏名を変更した場合に変更後 10 日以内に届け出る。

2 手続き

- (1) 届出者は、必要書類（診療所開設後の届出事項の一部変更届書に所定の添付書類）を、病院所在地を管轄する保健所に提出又は電子届出をする。

- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

- (3) 届書の添付書類である管理者の臨床研修修了登録証の写し又は免許証の写し及び再教育研修修了登録証の写しの添付の省略について

届出者において診療所開設後の届出事項の一部変更届と併せて臨床研修修了登録証、免許証及び再教育研修修了登録証の本証を保健所に直接持参し、保健所職員が当該本証を確認した場合には、これらの写しの添付を省略することができる。

この場合には、届書の「保健所担当者確認欄」に、本証を確認した職員が署名し、本証については届出者に還付すること。

3 手続根拠規定

法第 30 条の 2、政令第 4 条の 2 第 2 項及び規則第 3 条第 2 項

4 手続対象者

診療所開設許可を受けた開設者のうち、管理者を変更したもの

5 提出時期

事実発生後 10 日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 21 号 診療所開設後の届出事項の一部変更届 1 部

8 添付書類

- (1) 管理者の履歴書及び臨床研修修了登録証の写し（管理者が医師法第 7 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法第 7 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合には、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。また、平成 16 年 4 月 1 日以前に医師免許を受けている者及び同日前に医師免許の申請を行った者であって同日以後に医師免許を受けた者又は平成 18 年 4 月 1 日以前に歯科医師免許を受けている者及び同日前に歯科医師免許の申請を行った者であって同日以後に歯科医師免許を受けた者である場合には、臨床研修修了登録証の写しの代わりに免許証の写しを添付すること。）。ただし、臨床研修修了登録証の写し、免許証の写し及び再教育研修修了登録証の写しについては、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。
- (2) 変更がオンライン診療を実施する場合
基準等遵守の確認をするためのチェックリスト（医療機関 ver.）（全ての項目を確認し、チェックを記入すること。）

9 診療所開設後の届出事項の一部変更届（様式第 21 号）に関する留意事項

当該申請書末尾の（注）に掲げるとおり。

なお、上記第 21 の 2（3）を参照すること。

第 22 助産所開設後の届出事項の一部変更届

1 概要

助産所の開設許可を受けた者が、次の助産所開設後の届出事項の一部を変更した場合に変更後 10 日以内に届け出る。

- (1) 管理者の住所及び氏名
- (2) 規則第 15 条の 2 第 1 項の医師の住所及び氏名又は同条第 2 項の病院又は診療所の住所及び名称
- (3) 規則第 15 条の 2 第 3 項の嘱託する病院又は診療所の住所及び名称

2 手続き

- (1) 届出者は、必要書類（助産所開設後の届出事項の一部変更届書に所定の添付書類）を、病院所在地を管轄する保健所に提出又は電子届出をする。
- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
 - ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
 - イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等
- (3) 届書の添付書類である管理者の免許証の写し及び再教育研修修了登録証の写しの添付の省略について

届出者において助産所開設後の届出事項の一部変更届と併せて免許証及び再教育研修修了登録証の本証を保健所に直接持参し、保健所職員が当該本証を確認した場合には、これらの写しの添付を省略することができる。

この場合には、届書の「保健所担当者確認欄」に、本証を確認した職員が署名し、本証については届出者に還付すること。

3 手続根拠規定

法第 30 条の 2、政令第 4 条の 2 第 2 項及び規則第 3 条第 2 項

4 手続対象者

助産所開設許可を受けた開設者のうち、上記第 20 の 1 (1) から (3) に掲げる開設後の届出事項を変更したもの

5 提出時期

事実発生後 10 日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 22 号 助産所開設後の届出事項の一部変更届 1 部

8 添付書類

(1) 変更した開設後の届出事項が上記第 22 の 1 (1) の場合

管理者の履歴書及び免許証の写し（管理者が保助看法第 15 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合には、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。）。ただし、免許証の写し及び再教育研修修了登録証の写しについては、保健所において本証の提示を受け、保健所職員が確認した場合には、添付を省略することができる。

(2) 変更した開設後の届出事項が上記第 22 の 1 (2) の場合

新たに規則第 15 条の 2 第 1 項の医師に嘱託した場合には、当該医師に嘱託した旨の書類又は新たに同条第 2 項の病院若しくは診療所に同項に規定する嘱託を行った場合には、当該病院若しくは診療所が診療科名中に産科若しくは産婦人科を有する旨の書類及び当該病院若しくは診療所に対し同項に規定する嘱託を行った旨の書類

(3) 変更した開設後の届出事項が上記第 22 の 1 (3) の場合

新たに規則第 15 条の 2 第 3 項の嘱託する病院又は診療所に嘱託した場合には、当該病院又は診療所に嘱託した旨の書類

9 助産所開設後の届出事項の一部変更届（様式第 22 号）に関する留意事項

当該申請書末尾の（注）に掲げるとおり。

なお、上記第 22 の 2 (3) を参照すること。

第 23 病院休止届、診療所休止届、助産所休止届

1 概要

病院、診療所又は助産所の開設者が、その開設する医療機関を休止した場合に届け出る。

2 手続き

(1) 届出者は、必要書類（病院休止届、診療所休止届又は助産所休止届に添付書類）を開設する医療機関所在地を管轄する保健所に提出又は電子届出をする。病院休止届については、保健所長は県知事に書類を進達する。

(2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第8条の2第2項

4 手続対象者

病院、診療所又は助産所を休止した開設者

5 提出時期

事実発生後 10 日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数（電子届出の場合は1部とする。）

様式第23号 病院休止届 2部

様式第24号 診療所休止届 1部

様式第25号 助産所休止届 1部

8 添付書類

なし。ただし、必要に応じて、休止理由の裏付けとなる書面その他の書類の提出を求めること。

9 病院休止届（様式第23号）、診療所休止届（様式第24号）、助産所休止届（様式第25号）に関する留意事項

当該申請書末尾の（注）に掲げるほかは、次のとおり。

なお、上記第23の8を参照すること。

(1) 「5 休止年月日」について

実際に休止を始めた最初の日を記入させること。

なお、前回の休止に引き続き休止する場合には、今回の届出に係る最初の休止の日を記入させること。

(2) 「6 休止の予定期間」について

実際に休止を始めた最初の日から、を記入させること。

なお、前回の休止に引き続き休止する場合には、今回の届出に係る最初の休止の日から今回の届出に係る再開予定日の前日までを記入させること。

- (3) 診療所休止届(様式第24号)、助産所休止届(様式第25号)の「3 開設許可(届)年月日及び指令番号」について

許可を受けて開設している医療機関については、開設許可年月日と指令番号を記入させること。

許可を受けず届出により開設している医療機関については、開設届年月日のみ記入させ、指令番号については記入させないこと。

第24 病院再開届、診療所再開届、助産所再開届

1 概要

病院、診療所又は助産所を休止していた開設者が、その開設する医療機関を再開した場合に届け出る。

2 手続き

- (1) 届出者は、病院再開届、診療所再開届又は助産所再開届を開設する医療機関所在地を管轄する保健所に提出又は電子届出をする。病院再開届については、保健所長は県知事に書類を進達する。

- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第8条の2第2項

4 手続対象者

休止していた病院、診療所又は助産所を再開した開設者

5 提出時期

事実発生後10日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数(電子届出の場合は1部とする。)

様式第26号 病院再開届 2部

様式第27号 診療所再開届 1部

様式第28号 助産所再開届 1部

8 添付書類

なし

9 病院再開届(様式第26号)、診療所再開届(様式第27号)、助産所再開届(様式第28号)に関する留意事項

当該申請書末尾の(注)に掲げるほかは、次のとおり。

- (1) 「5 再開年月日」について

実際に再開を始めた最初の日を記入させること。

なお、「6 休止期間」に記載した休止期間の終期と矛盾がないように記載させること。

(2) 「6 休止した期間」について

実際に休止を始めた最初の日から再開日の前日までを記入させること。

なお、複数回休止届を提出し引き続き休止していた場合には、休止期間の始期としては、当初の休止開始日を記入すること。また、休止期間の終期について、「5 再開年月日」の記載と矛盾がないように記載させること。

(3) 診療所再開届（様式第 27 号）、助産所再開届（様式第 28 号）の「3 開設許可（届）年月日及び指令番号」について

上記第 23 の 9（3）に同じ。

第 25 病院廃止届，診療所廃止届，助産所廃止届

1 概要

開設者が病院，診療所又は助産所を廃止した場合に届け出る。

2 手続き

(1) 届出者は、病院廃止届，診療所廃止届又は助産所廃止届を、医療機関を開設していた地を管轄する保健所に提出又は電子届出をする。病院廃止届については、保健所長は県知事に書類を進達する。

(2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 9 条第 1 項

4 手続対象者

病院，診療所又は助産所を廃止した開設者

5 提出時期

事実発生後 10 日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数（電子届出の場合は 1 部とする。）

様式第 29 号 病院廃止届 2 部

様式第 30 号 診療所廃止届 1 部

様式第 31 号 助産所廃止届 1 部

8 添付書類

なし

9 病院廃止届（様式第 29 号），診療所廃止届（様式第 30 号），助産所廃止届（様

式第 31 号) に関する留意事項

- (1) 開設者が死亡又は失そう宣告を受けた場合について
当該様式ではなく、病院開設者死亡(失そう)届(様式第 32 号)、診療所開設者死亡(失そう)届(様式第 33 号)又は助産所開設者死亡(失そう)届(様式第 34 号)により届出させること。
- (2) 「5 廃止年月日」について
実際に廃止にした日を記入させること。
- (3) 診療所廃止届(様式第 30 号)、助産所廃止届(様式第 31 号)の「3 開設許可(届)年月日及び指令番号」について
上記第 23 の 9 (3) に同じ。

第 26 病院開設者死亡(失そう)届、診療所開設者死亡(失そう)届、助産所開設者死亡(失そう)届

1 概要

病院、診療所又は助産所の開設者が死亡、失そうした場合に届け出る。

2 手続き

- (1) 届出者は、必要書類(病院開設者死亡(失そう)届、診療所開設者死亡(失そう)届、助産所開設者死亡(失そう)届に添付書類)を、医療機関を開設していた地を管轄する保健所に提出又は電子届出をする。病院開設者死亡(失そう)書については、保健所長は県知事に書類を進達する。
- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 9 条第 2 項

4 手続対象者

次の戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)で定める死亡又は失そうの届出義務者

- (1) 同居の親族
- (2) その他の同居者
- (3) 家主、地主、土地家屋の管理人
- (4) 同居の親族以外の親族
- (5) 失そう宣告に関する訴えを提起した者

5 提出時期

事実発生後 10 日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数(電子届出の場合は 1 部とする。)

様式第 32 号 病院開設者死亡（失そう）届 2 部

様式第 33 号 診療所開設者死亡（失そう）届 1 部

様式第 34 号 助産所開設者死亡（失そう）届 1 部

8 添付書類

(1) 死亡診断書又は戸(除)籍謄(抄)本、失そう宣告の写し

(2) 届出義務者であることを証明する書類

第 27 病院の開設者自身による管理免除許可，診療所の開設者自身による管理免除許可，助産所の開設者自身による管理免除許可

1 概要

病院，診療所又は助産所の開設者が臨床研修等修了医師，臨床研修等修了歯科医師又は助産師（保助看法第 15 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては，同条第 3 項の規定による登録を受けた者に限る。）である場合に，原則は自ら管理者に就任すべきであるが，当該許可を受ければ，例外的に他の者を管理者とすることができる。

2 手続き

(1) 申請者は，必要書類（病院の開設者自身による管理免除許可申請書，診療所の開設者自身による管理免除許可申請書，助産所の開設者自身による管理免除許可申請書に添付書類）を医療機関の開設地を管轄する保健所に提出又は電子申請をする。病院の開設者自身による管理免除許可申請書については，保健所長は県知事に書類を進達する。県知事又は保健所長の許可を得れば，申請者は例外的に他の臨床研修等修了医師，臨床研修等修了歯科医師又は助産師（保助看法第 15 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては，同条第 3 項の規定による登録を受けた者に限る。）を管理者に就任させることができる。

(2) 申請を保健所に提出又は電子申請する場合には，次の書類を添付すること。ただし，保健所職員が申請の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には，添付を省略することができる。

ア 申請者が個人である場合は，マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 申請者が法人である場合は，印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード，運転免許証，印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 12 条第 1 項ただし書き及び規則第 8 条

4 手続対象者

病院，診療所又は助産所を開設する臨床研修等修了医師，臨床研修等修了歯科医師又は助産師

5 提出時期

事実発生時

6 手数料

なし

7 申請書様式及び提出部数（電子申請の場合は1部とする。）

様式第 35 号 病院の開設者自身による管理免除許可申請書 2 部

様式第 36 号 診療所の開設者自身による管理免除許可申請書 1 部

様式第 37 号 助産所の開設者自身による管理免除許可申請書 1 部

8 添付書類

(1) 病院の開設者自身による管理免除許可申請書（様式第 35 条）及び診療所の開設者自身による管理免除許可申請書（様式第 36 条）については、管理者にしようとする者の臨床研修修了登録証、医師免許証又は歯科医師免許証の写し

(2) 助産所の開設者自身による管理免許許可申請書（様式第 37 号）については、管理者にしようとする者の助産師免許証の写し又は助産婦名簿の謄本

9 病院の開設者自身による管理免除許可申請書（様式第 35 号）、診療所の開設者自身による管理免除許可申請書（様式第 36 号）、助産所の開設者自身による管理免除許可申請書（様式第 37 号）に関する留意事項

原則として、許可は行わないこととするが、以下のとおり開設者が管理できない明らかな理由がある場合には、許可することができる。

(1) 開設者が、期間を限った留学、海外旅行等をするとき

(2) 開設者が、病気療養中のとき

(3) その他特別の理由により、知事が特に必要と認めたとき

第 28 病院管理者兼任の許可、診療所管理者兼任の許可、助産所管理者兼任の許可

1 概要

病院、診療所又は助産所の管理者は、原則として1ヶ所の医療機関の管理者に従すべきであるが、当該許可を受ければ、例外的に他の医療機関の管理者を兼ねることができる。

2 手続き

(1) 申請者は、必要書類（病院管理者兼任の許可申請書、診療所管理者兼任の許可申請書、助産所管理者兼任の許可申請書に添付書類）を、申請者が開設する医療機関の所在地を管轄する保健所に提出又は電子申請をする。病院管理者兼任の許可申請書については、保健所長は県知事に書類を進達する。県知事又は保健所長の許可を得れば、申請者は例外的に他の医療機関の管理者を自らが開設する医療機関の管理者に就任させることができる。

(2) 申請を保健所に提出又は電子申請する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が申請の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 申請者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 申請者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 12 条第 2 項及び規則第 9 条

4 手続対象者

既に別の医療機関の管理者に就任している臨床研修等修了医師，臨床研修等修了歯科医師又は助産師を自らが開設する医療機関の管理者に兼務させようとする当該医療機関の開設者

5 提出時期

事実発生時

6 手数料

なし

7 申請書様式及び提出部数（電子申請の場合は 1 部とする。）

様式第 38 号 病院管理者兼任の許可申請書 2 部

様式第 39 号 診療所管理者兼任の許可申請書 1 部

様式第 40 号 助産所管理者兼任の許可申請書 1 部

8 添付書類

(1) 病院管理者兼任の許可申請書（様式第 38 号）及び診療所管理者兼任の許可申請書（様式第 39 号）については，管理者にしようとする者の臨床研修修了登録証，医師免許証又は歯科医師免許証の写し

(2) 助産所管理者兼任の許可申請書（様式第 40 号）については，管理者にしようとする者の助産師免許証の写し

9 病院管理者兼任の許可申請書（様式第 38 号），診療所管理者兼任の許可申請書（様式第 39 号），助産所管理者兼任の許可申請書（様式第 40 号）に関する留意事項

(1) 病院と病院又は病院と診療所の管理者を兼務する場合は，原則として許可しない。

(2) 診療所と診療所の管理者を兼務する場合には「医療法第 12 条第 2 項の規定に基づく診療所管理許可の基準」（昭和 35 年茨城県告示第 293 号）に留意すること。

また，「医療法第 12 条第 2 項の規定に基づく診療所管理許可の基準」中「4 その他特殊な事情により管理許可をすることが住民の福祉に必要であると認める場合」とは，次のいずれかに該当する場合であること。

ア 休日夜間診療所等を管理する場合

イ 社会福祉施設内の診療所を管理する場合

ウ 特殊診療科目の診療が行われていない地域に当該診療科目の診療所を開設するなど医療計画推進上，特に必要と認められる場合

第 29 病院宿直医師免除許可

1 概要

医業を行う病院の管理者は，原則として病院に医師を宿直させなければならないが，知事の許可を受けたときは義務を免除される。

2 手続き

- (1) 申請者は、必要書類（病院宿直医師免除許可申請書に添付書類）を、病院所在地の管轄保健所に提出又は電子申請をする。保健所長は県知事に書類を進達する。県知事の許可を得れば、申請者は例外的に医師を宿直させないことができる。
- (2) 申請を保健所に提出又は電子申請する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が申請の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
 - ア 申請者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
 - イ 申請者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 16 条ただし書き

4 手続対象者

病院宿直医師免除許可を受けようとする病院の管理者

5 提出時期

事実発生時

6 手数料

なし

7 申請書様式及び提出部数（電子申請の場合は 1 部とする。）

様式第 41 号 病院宿直医師免除許可申請書 2 部

8 添付書類

- (1) 病院の所在地及び宿直の業務をする医師の居住場所を示した図面
- (2) 医師の宿直状況を示す書類
- (3) 看護師及び准看護師による夜間勤務の状況を示す書類

9 病院宿直医師免除許可申請書（様式第 41 号）に関する留意事項

- (1) 医業を行う病院における医師の宿直は、緊急治療に支障を来さないために行われるものであるから、医療法第 16 条但書による許可は、病院に勤務する医師の居住する場所が事実上当該病院の敷地と同一であると認められる場合にのみ与えられるべきであって、単に医師が近距離に居住しており連絡が容易であること等の程度をもって足りるものではない。（昭和 30 年 2 月 9 日 医収第 62 号山口県知事あて厚生省医務局長回答）
- (2) 看護師による宿直体制が整備されていること。
- (3) インターホーンその他の設備により、病院と、病院に勤務し病院の隣接地に居住する医師との連絡が容易に行えること。
- (4) 病院に勤務し病院の隣接地に居住する医師が不在の場合の代替医師の対応が可能であること。
- (5) 重篤な患者の入院が予定されていないこと。

第 30 病院専属薬剤師設置免除許可又は診療所専属薬剤師設置免除許可

1 概要

病院又は医師が常時 3 人以上勤務する診療所の開設者は、専属の薬剤師を置かなければならないが、知事（診療所については保健所長）の許可を受けたときは義務を免除される。

2 手続き

(1) 申請者は、必要書類（病院専属薬剤師設置免除許可申請書に添付書類又は診療所専属薬剤師設置免除許可申請書）を、医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子申請をする。病院の場合は保健所長は県知事に書類を進達する。県知事又は保健所長の許可を得れば、申請者は例外的に専属の薬剤師を置かないことができる。

(2) 申請を保健所に提出又は電子申請する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が申請の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 申請者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 申請者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 18 条ただし書き及び規則第 7 条

4 手続対象者

病院又は医師が常時 3 人以上勤務する診療所の開設者のうち、専属薬剤師設置免除許可を受けようとするもの

5 提出時期

事実発生時

6 手数料

なし

7 申請書様式及び提出部数（電子申請の場合は 1 部とする。）

様式第 42 号 病院専属薬剤師設置免除許可申請書 2 部

様式第 43 号 診療所専属薬剤師設置免除許可申請書 1 部

8 添付書類

病院専属薬剤師設置免除許可申請書（様式第 42 号）については、前年 1 年間の平均入院患者数及び外来処方せん取扱数等（実績がない場合には見込み数）（様式第 42 号別記）

9 病院専属薬剤師設置免除許可申請書（様式第 42 号）、診療所専属薬剤師設置免除許可申請書（様式第 43 号）に関する留意事項

許可にあたっては、調剤数、標榜する診療科目、調剤内容等を総合的に勘案して判断すること。

第 31 病院施設使用許可、診療所施設使用許可又は助産所施設使用許可

1 概要

病院、入院施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所の開設者は、知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、当該医療施設を使用できない。

2 手続き

(1) 申請者は、医療施設の開設当初及び開設後の構造設備の改造又は用途変更の後、必要書類（病院施設使用許可申請書、診療所施設使用許可申請書又は助産所施設使用許可申請書に添付書類）を、医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子申請をする。保健所長は医療施設の使用前検査を行い、構造基準を満たす施設について使用許可をする（なお、医療施設の使用前検査については、軽微な変更等の場合に限り、申請者による自主検査によることも可能。）。申請者は、使用許可を受けた医療施設については、建築基準法その他の法令に抵触しない限り、使用することができる。

(2) 申請を保健所に提出又は電子申請する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が申請の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 申請者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 申請者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 27 条

4 手続対象者

病院、入院施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所の開設者で、医療施設が完成したもの又は開設後の医療施設の構造設備の改造又は用途変更をしたもの

5 提出時期

事実発生時

6 手数料

(1) 病院検査手数料 45,000 円。ただし、知事の実地検査を伴わない場合にあつては、18,000 円。（手数料条例別表第 1 第 74 項）

(2) 診療所検査手数料 23,000 円。ただし、知事の実地検査を伴わない場合にあつては、10,000 円。（手数料条例別表第 1 第 75 項）

(3) 助産所検査手数料 17,000 円。ただし、知事の実地検査を伴わない場合にあつては、7,000 円。（手数料条例別表第 1 第 76 項）

7 申請書様式及び提出部数

様式第 44 号 病院施設使用許可申請書 1 部

様式第 45 号 診療所病院施設使用許可申請書 1 部

様式第 46 号 助産所病院施設使用許可申請書 1 部

8 添付書類

(1) 病院施設使用許可申請書（様式第 44 号）について

- ア 病室, 廊下又は階段について使用許可を受ける場合には, 各病室の概要(様式第 44 号別記 1), 廊下の設置状況(様式第 44 号別記 2) 及び階段の設置状況(様式第 44 号別記 3)
 - イ 「医療法第 27 条の規定に基づく病院等の使用前検査及び使用許可の取扱いについて」(平成 12 年 6 月 8 日付け健政発第 707 号) 第二に規定する自主検査を実施した場合は, 検査結果の届出書(様式第 44-2 号)
- (2) 診療所施設使用許可申請書(様式第 45 号) について
 - ア 病室, 廊下又は階段について使用許可を受ける場合には, 各病室の概要(様式第 45 号別記 1), 廊下の設置状況(様式第 45 号別記 2) 及び階段の設置状況(様式第 45 号別記 3)
 - イ 「医療法第 27 条の規定に基づく病院等の使用前検査及び使用許可の取扱いについて」(平成 12 年 6 月 8 日付け健政発第 707 号) 第二に規定する自主検査を実施した場合は, 検査結果の届出書(様式第 45-2 号)
- (3) 助産所施設使用許可申請書(様式第 46 号) については
 - ア 入所室又は階段について使用許可を受ける場合には, 各入所室の概要及び階段の設置状況(様式第 46 号別記)
 - イ 「医療法第 27 条の規定に基づく病院等の使用前検査及び使用許可の取扱いについて」(平成 12 年 6 月 8 日付け健政発第 707 号) 第二に規定する自主検査を実施した場合は, 検査結果の届出書(様式第 46-2 号)

9 病院施設使用許可申請書(様式第 44 号), 診療所施設使用許可申請書(様式第 45 号), 助産所施設使用許可申請書(様式第 46 号) に関する留意事項

当該申請書末尾の(注)に掲げるほか, 「医療法第 27 条の規定に基づく病院等の使用前検査及び使用許可の取扱いについて」(平成 12 年 6 月 8 日付け健政発第 707 号) 及び「医療法第 27 条の規定に基づく CT 搭載車等移動式医療装置の使用前検査及び使用許可の取扱いについて」(平成 20 年 7 月 10 日付け医政発第 0710005 号) を参照して使用前検査及び使用許可を行うこと。

第 32 診療用エックス線装置備付届

1 概要

診療用エックス線装置(診療の用に供するエックス線装置(定格出力の管電圧(波高値)が 10 キロボルト以上であり, かつ, その有するエネルギーが 1 メガ電子ボルト未満のもの。)) を備え付けた場合に届け出る。

2 手続き

- (1) 届出者は, 必要書類(診療用エックス線装置備付届に添付書類)を, 医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。
- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には, 次の書類を添付すること。ただし, 保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には, 添付を省略することができる。
 - ア 届出者が個人である場合は, マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
 - イ 届出者が法人である場合は, 印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード, 運転免許証, 印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 15 条第 3 項及び規則第 24 条の 2

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で、診療用エックス線装置を備え付けたもの

5 提出時期

事実発生後 10 日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 47 号 診療用エックス線装置備付届 1 部

8 添付書類

- (1) 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室等の平面図及び側面図
- (2) 漏えい放射線測定結果報告書（日本工業規格 A 列 4 番）又はしゃへい計算書
- (3) エックス線診療室において使用する診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の防護措置（様式第 47 号別記）

9 診療用エックス線装置備付届（様式第 47 号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるほか、次のとおり。

- (1) 診療用エックス線装置の種別としては、大要次のものがあること。なお、これらの一部には、移動型又は携帯型があること。

ア 撮影用エックス線装置

- (ア) 直接撮影用エックス線装置
- (イ) 断層撮影エックス線装置
- (ウ) C T エックス線装置
- (エ) 胸部集検用間接撮影エックス線装置
- (オ) 口内法撮影用エックス線装置
- (カ) 歯科用パノラマ断層撮影装置
- (キ) 骨塩定量分析エックス線装置
- (ク) 乳房撮影用エックス線装置

イ 透視用エックス線装置

ウ 治療用エックス線装置

- (ア) 近接照射治療装置
- (イ) 近接照射治療装置以外

エ 輸血用血液照射エックス線装置

- (2) 診療用エックス線装置備付届出事項は次のとおりであり、診療用エックス線装置備付届（様式第 47 号）は、当該届出事項について、規則第 4 章（診療用放射線の防護）の関係規定及び「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 13 年 3 月 12 日医薬発第 188 号各都道府県知事あて厚生労働省医薬局長通知）所定の関係事項を踏まえ、具体的に記載するものであること。

ア エックス線装置に関する事項

イ エックス線高電圧発生装置の定格出力

ウ エックス線診療に従事する医師，歯科医師，診療放射線技師又は診療エックス線技師に関する事項

エ 備付年月日

オ エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備の概要

カ エックス線診療室のエックス線障害防止に関する構造設備の概要

キ エックス線装置及びエックス線診療室のエックス線障害の防止に関する予防措置の概要

- (3) エックス線装置は，エックス線発生装置(エックス線管及びその付属機器，高電圧発生装置及びその付属機器並びにエックス線制御装置)，エックス線機械装置(保持装置，エックス線撮影台及びエックス線治療台等)，受像器及び関連機器から構成され，これら一式をもって1台のエックス線装置とみなすこと。

なお，複数のエックス線管を備えた装置であっても，共通した1つの高電圧発生装置及びエックス線制御装置を使用する場合は，1台のエックス線装置とみなすこと。

第33 診療用高エネルギー放射線発生装置備付届

1 概要

診療用高エネルギー放射線発生装置(診療の用に供する1メガ電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線又はエックス線の発生装置。)を備え付ける場合に事前に届け出る。

2 手続き

- (1) 届出者は，必要書類(診療用高エネルギー放射線発生装置備付届に添付書類)を，医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。

- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には，次の書類を添付すること。ただし，保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には，添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は，マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は，印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード，運転免許証，印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第15条第3項及び規則第25条

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で，診療用高エネルギー放射線発生装置を備え付けるもの

5 提出時期

事実発生時

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第48号 診療用高エネルギー放射線発生装置備付届 1部

8 添付書類

- (1) 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用高エネルギー放射線発生装置使用室等の平面図及び側面図
- (2) 漏えい放射線測定結果報告書（日本工業規格A列4番）又はしゃへい計算書

9 診療用高エネルギー放射線発生装置備付届（様式第48号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるほか、診療用高エネルギー放射線発生装置備付届出事項は次のとおりであり、診療用高エネルギー放射線発生装置備付届（様式第48号）は、当該届出事項について、規則第4章（診療用放射線の防護）の関係規定及び「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成13年3月12日医薬発第188号各都道府県知事あて厚生労働省医薬局長通知）所定の関係事項を踏まえ、具体的に記載するものであること。

- (1) 診療用高エネルギー放射線発生装置に関する事項
- (2) 診療用高エネルギー放射線発生装置の定格出力
- (3) 診療用高エネルギー放射線発生装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師に関する事項
- (4) 予定使用開始時期
- (5) 診療用高エネルギー放射線発生装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (6) 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (7) 診療用高エネルギー放射線発生装置及び診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の放射線障害に関する予防措置の概要

第34 診療用放射線照射装置備付届

1 概要

診療用放射線照射装置（密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する照射機器で、その装備する放射性同位元素の数量が規則別表第2に定める数量（以下「下限数量」）の千倍の数量を超えるもの（放射性同位元素装備診療機器を除く。）。）を備え付ける場合に事前に届け出る。

2 手続き

- (1) 届出者は、必要書類（診療用放射線照射装置備付届に添付書類）を、医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。
- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
 - ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
 - イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第15条第3項及び規則第26条

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で、診療用放射線照射装置を備え付けるもの

5 提出時期

事実発生時

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 49 号 診療用放射線照射装置備付届 1 部

8 添付書類

- (1) 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射線照射装置使用室等の平面図及び側面図
- (2) 漏えい放射線測定結果報告書（日本工業規格 A 列 4 番）又はしゃへい計算書
- (3) 患者の体内に挿入して放射線治療を行うために用いられる診療用放射線照射装置の貯蔵施設及び運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
診療用放射性同位元素使用室において使用する診療用放射線照射装置の防護措置（様式第 49 号別記 1）
- (4) エックス線診療室において使用する診療用放射線照射装置の防護措置（様式第 49 号別記 2）
- (5) 診療用放射性同位元素使用室において使用する診療用放射線照射装置の防護措置（様式第 49 号別記 3）

9 診療用放射線照射装置備付届（様式第 49 号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるほか、診療用放射線照射装置備付届出事項は次のとおりであり、診療用放射線照射装置備付届（様式第 49 号）は、当該届出事項について、規則第 4 章（診療用放射線の防護）の関係規定及び「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 13 年 3 月 12 日医薬発第 188 号各都道府県知事あて厚生労働省医薬局長通知）所定の関係事項を踏まえ、具体的に記載するものであること。

- (1) 診療用放射線照射装置に関する事項
- (2) 診療用放射線照射装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師に関する事項
- (3) 予定使用開始時期
- (4) 診療用放射線照射装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (5) 診療用放射線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (6) 診療用放射線照射装置及び診療用放射線照射装置使用室等の放射線障害に関する予防措置の概要

第 35 診療用放射線照射器具備付届

1 概要

診療用放射線照射器具（密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する照射機器でその装備する放射性同位元素の数量が下限数量の千倍の数量以下のもの。）を備え付ける場合に事前に届け出る。

2 手続き

- (1) 届出者は、必要書類（診療用放射線照射器具備付届に添付書類）を、医療機

関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。

- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

- (1) 診療用放射線照射器具に物理的半減期が 30 日を超える放射性同位元素を装備している場合

法第 15 条第 3 項及び規則第 27 条第 1 項

- (2) 診療用放射線照射器具に物理的半減期が 30 日以下の放射性同位元素を装備している場合

法第 15 条第 3 項及び規則第 27 条第 2 項

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で、診療用放射線照射器具を備え付けるもの

5 提出時期

事実発生時

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 50 号 診療用放射線照射器具備付届 1 部

8 添付書類

- (1) 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射線照射器具使用室等の平面図及び側面図
(2) 漏えい放射線測定結果報告書（日本工業規格 A 列 4 番）又はしゃへい計算書
(3) エックス線診療室において使用する診療用放射線照射器具の防護措置（様式第 50 号別記 1）
(4) 診療用放射性同位元素使用室において使用する診療用放射線照射器具の防護措置（様式第 50 号別記 2）
(5) 集中強化治療室又は心疾患強化治療室において一時的に使用する場合は診療用放射線照射器具の防護措置（様式第 50 号別記 3）
(6) 手術室で一時的に使用する場合は診療用放射線照射器具の防護措置（様式第 50 号別記 4）

9 診療用放射線照射器具備付届（様式第 50 号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるほか、診療用放射線照射器具備付届出事項は次のとおりであり、診療用放射線照射器具備付届（様式第 50 号）は、当該届出事項について、規則第 4 章（診療用放射線の防護）の関係規定及び「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 13 年 3 月 12 日医薬発第 188 号各都道府県知事あて厚生労働省医薬局長通知）所定の関係事項を踏まえ、具体的に記載するものであること。

- (1) 診療用放射線照射器具に関する事項
- (2) 診療用放射線照射器具を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師に関する事項
- (3) 予定使用開始時期
- (4) 診療用放射線照射器具使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (5) 貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (6) 運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (7) 放射線治療病室の放射線障害防止に関する構造設備の概要
- (8) 診療用放射線照射器具及び診療用放射線照射器具使用室等の放射線障害に関する予防措置の概要

第 36 診療用放射線照射器具翌年使用届

1 概要

物理的半減期が 30 日以下の放射性同位元素を装備する診療用放射線照射器具を備えている場合に毎年 1 2 月末に翌年の使用予定を届け出る。

2 手続き

- (1) 届出者は、診療用放射線照射器具翌年使用届を、医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。
- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
 - ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
 - イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 15 条第 3 項及び規則第 27 条第 3 項

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で、物理的半減期が 30 日以下の放射性同位元素を装備する診療用放射線照射器具を備えているもの

5 提出時期

毎年 1 2 月 2 0 日まで

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 51 号 診療用放射線照射器具翌年使用届 1 部

8 添付書類

なし

9 診療用放射線照射器具翌年使用届（様式第 51 号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるほか、診療用放射線照射器具翌年使用届（様式第 51 号）は翌年において使用を予定する診療用放射線照射器具について、規則第 4 章（診療用放射線の防護）の関係規定及び「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 13 年 3 月 12 日医薬発第 188 号各都道府県知事あて厚生労働省医薬局長通知）所定の関係事項を踏まえ、具体的に記載するものであること。

第 37 放射線同位元素装備診療機器備付届

1 概要

放射性同位元素装備診療機器（密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する機器のうち、骨塩定量分析装置、輸血用血液照射装置又はガスクロマトグラフ用電子・キャプチャ・ディテクタ。）を備え付ける場合に事前に届け出る。

2 手続き

- （1）届出者は、必要書類（放射性同位元素装備診療機器備付届に添付書類）を、医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。
- （2）届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
 - ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
 - イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 15 条第 3 項及び規則第 27 条の 2

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で、放射性同位元素装備診療機器を備え付けるもの

5 提出時期

事実発生時

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 52 号 放射性同位元素装備診療機器備付届 1 部

8 添付書類

- （1）隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した放射性同位元素装備診療機器使用室等の平面図及び側面図
- （2）漏えい放射線測定結果報告書（日本工業規格 A 列 4 番）又はしゃへい計算書

9 放射性同位元素装備診療機器備付届（様式第 52 号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるほか、放射性同位元素装備診療機器備付届出事項は次のとおりであり、放射性同位元素装備診療機器備付届（様式第 52 号）は、当該届出事項について、規則第 4 章（診療用放射線の防護）の関係規定、「医療法施行規則第 24 条第 6 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性同位元素装備診

療機器」(昭和 63 年厚生省告示第 243 号)及び「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成 13 年 3 月 12 日医薬発第 188 号各都道府県知事あて厚生労働省医薬局長通知)所定の関係事項を踏まえ、具体的に記載するものであること。

- (1) 放射性同位元素装備診療機器に関する事項
- (2) 放射性同位元素装備診療機器を使用する医師，歯科医師又は診療放射線技師に関する事項
- (3) 予定使用開始時期
- (4) 放射性同位元素装備診療機器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (5) 放射性同位元素装備診療機器使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (6) 放射性同位元素装備診療機器使用室の放射線障害に関する予防措置の概要

第 38 診療用放射性同位元素備付届

1 概要

診療用放射性同位元素(密封されていない医薬品である放射性同位元素及び薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)第 2 条第 15 項に規定する治験の対象とされる薬物(以下「治験薬」))を備え付ける場合に事前に届け出る。

2 手続き

- (1) 届出者は，必要書類(診療用放射性同位元素備付届に添付書類)を，医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。
- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には，次の書類を添付すること。ただし，保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には，添付を省略することができる。
 - ア 届出者が個人である場合は，マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
 - イ 届出者が法人である場合は，印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード，運転免許証，印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 15 条第 3 項及び規則第 28 条第 1 項

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で，診療用放射性同位元素を備え付けるもの

5 提出時期

事実発生時

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 53 号 診療用放射性同位元素備付届 1 部

8 添付書類

- (1) 隣接室名，上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射性同位元素使用室，貯蔵室，廃棄施設及び治療病室の平面図及び側面図

- (2) 排水及び排気の系統を示す廃棄施設図
- (3) 漏えい放射線測定結果報告書（日本工業規格A列4番）又はしゃへい計算書
- (4) 診療用放射性同位元素使用室において使用する診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の防護措置（様式第53号別記1）
- (5) 集中強化治療室又は心疾患強化治療室において一時的に使用する場合の診療用放射性同位元素の防護措置（様式第53号別記2）
- (6) 手術室で一時的に使用する場合の診療用放射性同位元素の防護措置（様式第53号別記3）
- (7) 治験薬についての届出の場合は、薬事法第80条の2第2項に規定する治験の計画書の写し（受領印があり、厚生労働大臣又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構によって受領されたことが明らかであるもの）、治験の依頼をしようとする者と締結した医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）第13条の規定に基づく治験の契約の写し等、当該届出に係る放射性同位元素が治験薬であることを証明できる書面

9 診療用放射性同位元素備付届（様式第53号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるほか、診療用放射性同位元素備付届出事項は次のとおりであり、診療用放射性同位元素備付届（様式第53号）は、当該届出事項について、規則第4章（診療用放射線の防護）の関係規定及び「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成13年3月12日医薬発第188号各都道府県知事あて厚生労働省医薬局長通知）所定の関係事項を踏まえ、具体的に記載するものであること。

- (1) 年間に使用を予定する診療用放射性同位元素に関する事項
- (2) 診療用放射性同位元素を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師に関する事項
- (3) 予定使用開始時期
- (4) 診療用放射性同位元素使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (5) 貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (6) 運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (7) 廃棄施設の放射線障害防止に関する構造設備の概要

気体状の医療用放射性汚染物を排気又は浄化する場合で、微量物質の秤量を行う際に、室内の空気の動きや排風機のモーター等による微振動の影響が無視できない場合等、排気設備があることでその作業を行うことが著しく困難な場合には、規則第30条の11第1項第3号ただし書きに規定する「作業の性質上排気設備を設けることが著しく困難な場合」に該当する。この場合において、気体状の放射性同位元素を発生し、又は放射性同位元素によって空気を汚染するおそれがないときは、当該作業を行う室に限定して排気設備を設けないことができるものであること。

- (8) 放射線治療病室の放射線障害防止に関する構造設備の概要
- (9) 診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる病室に係る放射線障害に関する予防措置の概要

第39 診療用放射性同位元素翌年使用届

1 概要

診療用放射性同位元素を備えている場合に毎年 1 2 月末に翌年の使用予定を届け出る。

2 手続き

(1) 届出者は、診療用放射性同位元素翌年使用届を、医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。

(2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 15 条第 3 項及び規則第 28 条第 2 項

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で、診療用放射性同位元素備付届を備えているもの

5 提出時期

毎年 1 2 月 2 0 日まで

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 54 号 診療用放射性同位元素翌年使用届 1 部

8 添付書類

なし

9 診療用放射性同位元素翌年使用届（様式第 54 号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるほか、診療用放射性同位元素翌年使用届（様式第 54 号）は翌年において使用を予定する診療用放射線同位元素について、規則第 4 章（診療用放射線の防護）の関係規定及び「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 13 年 3 月 12 日医薬発第 188 号各都道府県知事あて厚生労働省医薬局長通知）所定の関係事項を踏まえ、具体的に記載するものであること。

第 40 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届

1 概要

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（陽電子放射断層撮影装置（いわゆる PET）による画像診断に用いる放射性同位元素（治験薬を含む。））を備え付ける場合に事前に届け出る。

2 手続き

(1) 届出者は、必要書類（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届に添付書類）を、医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。

- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 15 条第 3 項及び規則第 28 条第 1 項

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備え付けるもの

5 提出時期

事実発生時

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 55 号 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届 1 部

8 添付書類

- (1) 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵室、廃棄施設及び治療病室の平面図及び側面図
- (2) 排水及び排気の系統を示す廃棄施設図
- (3) 漏えい放射線測定結果報告書（日本工業規格 A 列 4 番）又はしゃへい計算書
- (4) 陽電子断層撮影診療に関する安全管理の責任者たる医師又は歯科医師が、次の項目全てに該当する事実を証する書類
- ア 当該病院又は診療所の常勤職員であること
- イ 核医学診断の経験を 3 年以上有していること
- ウ 陽電子断層撮影診療全般に関する所定の研修を修了していること
- (5) 陽電子断層撮影診療に関する安全管理に専ら従事する診療放射線技師が、陽電子断層撮影診療全般に関する所定の研修を修了し、専門の知識及び経験を有している事実を証する書類
- (6) 放射線の防護を含む安全管理体制の確立を目的とする委員会の組織及び運営に関する規程、構成委員名簿、年間開催予定回数等を表す書類
- (7) 治験薬についての届出の場合は、第 38 の 8（7）に同じ。
- (8) 医療機関にサイクロترون装置を合わせて設置する場合の防護措置（様式第 55 号別記）
- (9) 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の保管廃棄を行う医療機関で、当該陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を医療機関に設置されたサイクロترون装置等により作成する場合は、廃棄方法に係る放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）上の申請書及び許可書の写し

9 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届（様式第 55 号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるほか、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届出事項は次のとおりであり、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届（様式第 55 号）は、当該届出事項について、規則第 4 章（診療用放射線の防護）の関係規定及び「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 13 年 3 月 12 日医薬発第 188 号各都道府県知事あて厚生労働省医薬局長通知）所定の関係事項を踏まえ、具体的に記載するものであること。

- （１） 年間に使用を予定する診療用放射性同位元素に関する事項
- （２） 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師・歯科医師に関する事項
- （３） 予定使用開始時期
- （４） 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- （５） 貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- （６） 運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- （７） 廃棄施設の放射線障害防止に関する構造設備の概要

ア 上記第 39 の 9（７）に同じ。

イ 規則第 30 条の 11 第 1 項第 6 号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類及び数量並びに陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の原子の数が一を下回ることが確実な期間（平成 16 年厚生労働省告示第 306 号。以下「種類及び数量等告示」）第 1 条に規定する厚生労働大臣が定める種類と数量の範囲に係る、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素等のみを管理区域内の廃棄施設内で保管管理する場合にも、規則第 30 条の 11 第 1 項等に規定される廃棄施設としての構造設備の基準は課せられるものであること。

- （８） 放射線治療病室の放射線障害防止に関する構造設備の概要
- （９） 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる病室に係る放射線障害に関する予防措置の概要

第 41 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素翌年使用届

1 概要

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えている場合に毎年 12 月末に翌年の使用予定を届け出る。

2 手続き

- （１） 届出者は、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素翌年使用届を、医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。
- （２） 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバー

ーカード，運転免許証，印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 15 条第 3 項及び規則第 28 条第 2 項

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で，陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届を備えているもの

5 提出時期

毎年 1 2 月 2 0 日まで

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 56 号 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素翌年使用届 1 部

8 添付書類

なし

9 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素翌年使用届（様式第 56 号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるほか，陽電子断層撮影診療用放射性同位元素翌年使用届（様式第 56 号）は翌年において使用を予定する陽電子断層撮影診療用放射線同位元素について，規則第 4 章（診療用放射線の防護）の関係規定，「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成 16 年 8 月 1 日医政発第 0801001 号 各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知）及び「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 13 年 3 月 12 日医薬発第 188 号各都道府県知事あて厚生労働省医薬局長通知）所定の関係事項を踏まえ，具体的に記載するものであること。

第 42 診療用エックス線装置備付届出事項の一部変更届

1 概要

次の診療用エックス線装置備付届出事項の一部を変更した場合に届け出る。

- (1) エックス線装置の製作者名及び型式
- (2) エックス線高電圧発生装置の定格出力
- (3) エックス線診療に従事する医師，歯科医師，診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名及びエックス線診療に関する経歴
- (4) エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備の概要
- (5) エックス線診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備の概要
- (6) エックス線装置及びエックス線診療室のエックス線障害の防止に関する予防措置の概要

2 手続き

- (1) 届出者は，必要書類（診療用エックス線装置備付届出事項の一部変更届に添付書類）を，医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。

- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 15 条第 3 項及び規則第 29 条第 1 項

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で、診療用エックス線装置備付届出事項の一部を変更したものの

5 提出時期

事実発生後 10 日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 57 号 診療用エックス線装置備付届出事項の一部変更届 1 部

8 添付書類

- (1) 変更する診療用エックス線装置備付届出事項が上記第 42 の 1 (1), (2), (4), (5) 又は (6) の場合

漏えい放射線測定結果報告書（日本工業規格 A 列 4 番）又はしゃへい計算書

- (2) 変更する診療用エックス線装置備付届出事項が上記第 42 の 1 (5) 又は (6) の場合

隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面図及び側面図

9 診療用エックス線装置備付届出事項の一部変更届（様式第 57 号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるほか、エックス線装置を構成する機器の一部の交換を行った場合にあっては、エックス線管、高電圧発生装置、受像器等の機器の変更により、規則所定のエックス線装置の防護基準に関する規格の変更等を伴う可能性がある項目については届出を行う必要があるが、同一規格のエックス線管の交換の場合にあっては、届出は不要であること。

第 43 診療用高エネルギー放射線発生装置備付届出事項の一部変更届

1 概要

次の診療用高エネルギー放射線発生装置備付届出事項の一部を変更する場合に事前に届け出る。

- (1) 診療用高エネルギー放射線発生装置の製作者名及び型式
(2) 診療用高エネルギー放射線発生装置の定格出力

- (3) 診療用高エネルギー放射線発生装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴
- (4) 診療用高エネルギー放射線発生装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (5) 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (6) 診療用高エネルギー放射線発生装置及び診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要

2 手続き

- (1) 届出者は、必要書類（診療用高エネルギー放射線発生装置備付届出事項の一部変更届に添付書類）を、医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。
- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
 - ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
 - イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 15 条第 3 項及び規則第 29 条第 2 項

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で、診療用高エネルギー放射線発生装置備付届出事項の一部を変更するもの

5 提出時期

事実発生時

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 58 号 診療用高エネルギー放射線発生装置備付届出事項の一部変更届
1 部

8 添付書類

- (1) 変更する診療用高エネルギー放射線発生装置備付届出事項が上記第 43 の 1 (1), (2), (4), (5) 又は (6) の場合
漏えい放射線測定結果報告書（日本工業規格 A 列 4 番）又はしゃへい計算書
- (2) 変更する診療用高エネルギー放射線発生装置備付届出事項が上記第 43 の 1 (5) 又は (6) の場合
隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の平面図及び側面図

9 診療用高エネルギー放射線発生装置備付届出事項の一部変更届（様式第 58 号）

に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるとおり。

第 44 診療用放射線照射装置備付届出事項の一部変更届

1 概要

次の診療用放射線照射装置備付届出事項の一部を変更する場合に事前に届け出る。

- (1) 診療用放射線照射装置の製作者名及び型式
- (2) 診療用放射線照射装置に装備する放射性同位元素の種類
- (3) 診療用放射線照射装置に装備する放射性同位元素のベクレル単位の数量
- (4) 診療用放射線照射装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴
- (5) 診療用放射線照射装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (6) 診療用放射線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (7) 貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (8) 運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (9) 診療用放射線照射装置により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (10) 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射装置使用室、貯蔵施設及び運搬容器並びに診療用放射線照射装置により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要

2 手続き

- (1) 届出者は、必要書類（診療用放射線照射装置備付届出事項の一部変更届に添付書類）を、医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。
- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
 - ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
 - イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 15 条第 3 項及び規則第 29 条第 2 項

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で、診療用放射線照射装置備付届出事項の一部を変更するもの

5 提出時期

事実発生時

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 59 号 診療用放射線照射装置備付届出事項の一部変更届 1 部

8 添付書類

- (1) 変更する診療用放射線照射装置備付届出事項が上記第 44 の 1 (4) 以外の場合
漏えい放射線測定結果報告書（日本工業規格 A 列 4 番）又はしゃへい計算書
- (2) 変更する診療用放射線照射装置備付届出事項が上記第 44 の 1 (5), (6), (7), (8), (9) 又は (10) の場合
隣接室名, 上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射線照射装置使用室等の平面図及び側面図

9 診療用放射線照射装置備付届出事項の一部変更届（様式第 59 号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるとおり。

第 45 診療用放射線照射器具備付届出事項の一部変更届

1 概要

次の診療用放射線照射器具備付届出事項の一部を変更する場合に事前に届け出る。

- (1) 診療用放射線照射器具に物理的半減期が 30 日を超える放射性同位元素を装備している場合
 - ア 診療用放射線照射器具の型式及び個数
 - イ 診療用放射線照射器具に装備する放射性同位元素の種類
 - ウ 診療用放射線照射器具に装備する放射性同位元素のベクレル単位の数量
- (2) 診療用放射線照射器具に物理的半減期が 30 日以下の放射性同位元素を装備している場合
 - ア 放射性同位元素の種類ごとのベクレル単位の年間最大貯蔵予定数量
 - イ 放射性同位元素の種類ごとのベクレル単位の 1 日最大使用予定数量
- (3) 共通事項
 - ア 診療用放射線照射装置を使用する医師, 歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴
 - イ 診療用放射線照射器具使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
 - ウ 貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
 - エ 運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
 - オ 診療用放射線照射器具により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
 - カ 診療用放射線照射器具使用室, 貯蔵施設及び運搬容器並びに診療用放射線照射器具により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要

2 手続き

- (1) 届出者は, 必要書類（診療用放射線照射器具備付届出事項の一部変更届に添付書類）を, 医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。

- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 15 条第 3 項及び規則第 29 条第 2 項

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で、診療用放射線照射器具備付届出事項の一部を変更するもの

5 提出時期

事実発生時

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 60 号 診療用放射線照射器具備付届出事項の一部変更届 1 部

8 添付書類

- (1) 変更する診療用放射線照射器具備付届出事項が上記第 45 の 1 (3) ア以外の場合

漏えい放射線測定結果報告書（日本工業規格 A 列 4 番）又はしゃへい計算書

- (2) 変更する診療用放射線照射器具備付届出事項が上記第 45 の 1 (3) イ、ウ、エ、オ又はカの場合

隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射線照射器具使用室等の平面図及び側面図

9 診療用放射線照射器具備付届出事項の一部変更届（様式第 60 号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるとおり。

第 46 放射性同位元素装備診療機器備付届出事項の一部変更届

1 概要

次の放射性同位元素装備診療機器備付届出事項の一部を変更する場合に事前に届け出る。

- (1) 放射性同位元素装備診療機器の製作者名及び型式
(2) 放射性同位元素装備診療機器に装備する放射性同位元素の種類
(3) 放射性同位元素装備診療機器に装備する放射性同位元素のベクレル単位の数量
(4) 放射性同位元素装備診療機器を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

(5) 放射性同位元素装備診療機器使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

(6) 放射性同位元素装備診療機器使用室の放射線障害に関する予防措置の概要

2 手続き

(1) 届出者は、必要書類（放射性同位元素装備診療機器備付届出事項の一部変更届に添付書類）を、医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。

(2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 15 条第 3 項及び規則第 29 条第 2 項

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で、放射性同位元素装備診療機器備付届出事項の一部を変更するもの

5 提出時期

事実発生時

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 61 号 放射性同位元素装備診療機器備付届出事項の一部変更届 1 部

8 添付書類

変更する放射性同位元素装備診療機器備付届出事項が上記第 46 の 1 (4) 以外の場合

(1) 漏えい放射線測定結果報告書（日本工業規格 A 列 4 番）又はしゃへい計算書

(2) 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射線照射器具使用室等の平面図及び側面図

9 放射性同位元素装備診療機器備付届出事項の一部変更届（様式第 61 号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるとおり。

第 47 診療用放射性同位元素備付届出事項の一部変更届

1 概要

次の診療用放射性同位元素備付届出事項の一部を変更する場合に事前に届け出る。

(1) 年間に使用を予定する診療用放射性同位元素の種類ごとのベクレル単位の最大貯蔵予定数量

- (2) 年間に使用を予定する診療用放射性同位元素の種類ごとのベクレル単位の1日最大使用予定数量
- (3) 年間に使用を予定する診療用放射性同位元素の種類ごとのベクレル単位の3月間最大使用予定数量
- (4) 診療用放射性同位元素を使用する医師・歯科医師に関する事項
- (5) 診療用放射性同位元素使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (6) 貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (7) 運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (8) 廃棄施設の放射線障害防止に関する構造設備の概要
- (9) 放射線治療病室の放射線障害防止に関する構造設備の概要
- (10) 診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる病室に係る放射線障害防止に関する予防措置の概要

2 手続き

- (1) 届出者は、必要書類（診療用放射性同位元素備付届出事項の一部変更届に添付書類）を、医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。
- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
 - ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
 - イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第15条第3項及び規則第29条第2項

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で、診療用放射性同位元素備付届出事項の一部を変更するもの

5 提出時期

事実発生時

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第62号 診療用放射性同位元素備付届出事項の一部変更届 1部

8 添付書類

- (1) 変更する診療用放射性同位元素備付届出事項が上記第47の1(4)以外の場合
 - 漏えい放射線測定結果報告書（日本工業規格A列4番）又はしゃへい計算書
- (2) 変更する診療用放射性同位元素備付届出事項が上記第47の1(5), (6), (7), (8), (9)又は(10)の場合

- ア 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射性同位元素使用室、貯蔵室、廃棄施設及び治療病室の平面図及び側面図
- イ 排水及び排気の系統を変更した場合には、これを示す廃棄施設図
- 9 診療用放射性同位元素備付届出事項の一部変更届（様式第 62 号）に関する留意事項
- 当該届書末尾の（注）に掲げるとおり。

第 48 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届出事項の一部変更届

1 概要

次の陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届出事項の一部を変更する場合に事前に届け出る。

- (1) 年間に使用を予定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類ごとのベクレル単位の最大貯蔵予定数量
- (2) 年間に使用を予定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類ごとのベクレル単位の 1 日最大使用予定数量
- (3) 年間に使用を予定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類ごとのベクレル単位の 3 月間最大使用予定数量
- (4) 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師・歯科医師に関する事項
- (5) 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (6) 貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (7) 運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (8) 廃棄施設の放射線障害防止に関する構造設備の概要
- (9) 放射線治療病室の放射線障害防止に関する構造設備の概要
- (10) 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる病室に係る放射線障害防止に関する予防措置の概要

2 手続き

- (1) 届出者は、必要書類（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届出事項の一部変更届に添付書類）を、医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。
- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
 - ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
 - イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 15 条第 3 項及び規則第 29 条第 2 項

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届出事項の一部を変更するもの

5 提出時期

事実発生時

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 63 号 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届出事項の一部変更届 1 部

8 添付書類

- (1) 変更する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届出事項が上記第 48 の 1 (4) 以外の場合

漏えい放射線測定結果報告書（日本工業規格 A 列 4 番）又はしゃへい計算書

- (2) 変更する診療用放射性同位元素備付届出事項が上記第 48 の 1 (5), (6), (7), (8), (9) 又は (10) の場合

ア 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵室、廃棄施設及び治療病室の平面図及び側面図

イ 排水及び排気の系統を変更した場合には、これを示す廃棄施設図

- (3) 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師・歯科医師のうち、陽電子断層撮影診療に関する安全管理の責任者たる医師・歯科医師の変更の場合には、変更後の安全管理の責任者たる医師・歯科医師が、次の全ての項目に該当する事実を証する書類

ア 当該病院又は診療所の常勤職員であること

イ 核医学診断の経験を 3 年以上有していること

ウ 陽電子断層撮影診療全般に関する所定の研修を修了していること

- (4) 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に係る放射線障害防止に関する予防措置の概要のうち、陽電子断層撮影診療に関する安全管理に専ら従事する診療放射線技師の変更の場合には、変更後の診療放射線技師が陽電子断層撮影診療全般に関する所定の研修を修了し、専門の知識及び経験を有している事実を証する書類

9 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届出事項の一部変更届（様式第 63 号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるとおり。

第 49 診療用エックス線装置備付廃止届

1 概要

診療用エックス線装置の備付を廃止した場合に届け出る。

2 手続き

- (1) 届出者は、診療用エックス線装置備付廃止届を、医療機関所在地の管轄保健

所に提出又は電子届出をする。

- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 15 条第 3 項及び規則第 29 条第 1 項

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で、診療用エックス線装置の備付を廃止したもの

5 提出時期

事実発生後 10 日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 64 号 診療用エックス線装置備付廃止届 1 部

8 添付書類

なし

9 診療用エックス線装置備付廃止届（様式第 64 号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるとおり。

第 50 診療用高エネルギー放射線発生装置備付廃止届

1 概要

診療用高エネルギー放射線発生装置の備付を廃止した場合に届け出る。

2 手続き

- (1) 届出者は、診療用高エネルギー放射線発生装置備付廃止届を、医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。

- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 15 条第 3 項及び規則第 29 条第 1 項

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で、診療用高エネルギー放射線発生装置の備付を廃止したもの

5 提出時期

事実発生後 10 日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 65 号 診療用高エネルギー放射線発生装置備付廃止届 1 部

8 添付書類

なし

9 診療用高エネルギー放射線発生装置備付廃止届（様式第 65 号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるとおり。

第 51 診療用放射線照射装置備付廃止届

1 概要

診療用放射線照射装置の備付を廃止した場合に届け出る。

2 手続き

（１） 届出者は、診療用放射線照射装置備付廃止届を、医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。

（２） 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 15 条第 3 項及び規則第 29 条第 1 項

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で、診療用放射線照射装置の備付を廃止したもの

5 提出時期

事実発生後 10 日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 66 号 診療用放射線照射装置備付廃止届 1 部

8 添付書類

なし

- 9 診療用放射線照射装置備付廃止届（様式第 66 号）に関する留意事項
当該届書末尾の（注）に掲げるとおり。

第 52 診療用放射線照射器具備付廃止届

1 概要

診療用放射線照射器具の備付を廃止した場合に届け出る。

2 手続き

- （1）届出者は、診療用放射線照射器具備付廃止届を、医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。
- （2）届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
- ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
- イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 15 条第 3 項及び規則第 29 条第 1 項

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で、診療用放射線照射器具の備付を廃止したもの

5 提出時期

事実発生後 10 日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 67 号 診療用放射線照射器具備付廃止届 1 部

8 添付書類

なし

- 9 診療用放射線照射器具備付廃止届（様式第 67 号）に関する留意事項
当該届書末尾の（注）に掲げるとおり。

第 53 放射性同位元素装備診療機器備付廃止届

1 概要

放射性同位元素装備診療機器の備付を廃止した場合に届け出る。

2 手続き

- （1）届出者は、放射性同位元素装備診療機器備付廃止届を、医療機関所在地の管

轄保健所に提出又は電子届出をする。

- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 15 条第 3 項及び規則第 29 条第 1 項

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で、放射性同位元素装備診療機器の備付を廃止したもの

5 提出時期

事実発生後 10 日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 68 号 放射性同位元素装備診療機器備付廃止届 1 部

8 添付書類

なし

- 9 放射性同位元素装備診療機器備付廃止届（様式第 68 号）に関する留意事項
当該届書末尾の（注）に掲げるとおり。

第 54 診療用放射性同位元素備付廃止届

1 概要

診療用放射性同位元素の備付を廃止した場合に届け出る。

2 手続き

- (1) 届出者は、診療用放射性同位元素備付廃止届を、医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。

- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 15 条第 3 項及び規則第 29 条第 3 項

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で、診療用放射性同位元素の備付を廃止したもの

- 5 提出時期
事実発生後 10 日以内
- 6 手数料
なし
- 7 届書様式及び提出部数
様式第 69 号 診療用放射性同位元素備付廃止届 1 部
- 8 添付書類
なし
- 9 診療用放射性同位元素備付廃止届（様式第 69 号）に関する留意事項
当該届書末尾の（注）に掲げるとおり。

第 55 診療用放射性同位元素備付廃止後の措置届

- 1 概要
診療用放射性同位元素の備付を廃止した場合に、廃止後の措置状況を届け出る。
- 2 手続き
 - (1) 届出者は、必要書類（診療用放射性同位元素備付廃止後の措置届に添付書類）を、医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。
 - (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等
- 3 手続根拠規定
法第 15 条第 3 項及び規則第 29 条第 3 項
- 4 手続対象者
病院又は診療所の管理者で、診療用放射性同位元素の備付を廃止したもの
- 5 提出時期
廃止の日から 30 日以内
- 6 手数料
なし
- 7 届書様式及び提出部数
様式第 70 号 診療用放射性同位元素備付廃止後の措置届 1 部
- 8 添付書類
診療用放射性同位元素を譲渡したときは、受領書の写し
- 9 診療用放射性同位元素備付廃止後の措置届（様式第 70 号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるとおり。

第 56 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付廃止届

1 概要

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の備付を廃止した場合に届け出る。

2 手続き

(1) 届出者は、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付廃止届を、医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。

(2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 15 条第 3 項及び規則第 29 条第 3 項

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の備付を廃止したもの

5 提出時期

事実発生後 10 日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 71 号 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付廃止届 1 部

8 添付書類

なし

9 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付廃止届（様式第 71 号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるとおり。

第 57 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付廃止後の措置届

1 概要

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の備付を廃止した場合に、廃止後の措置状況を届け出る。

2 手続き

(1) 届出者は、必要書類（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付廃止後の措置届に添付書類）を、医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。

- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 15 条第 3 項及び規則第 29 条第 3 項

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の備付を廃止したもの

5 提出時期

廃止の日から 30 日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 72 号 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付廃止後の措置届 1 部

8 添付書類

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を譲渡したときは、受領書の写し

9 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付廃止後の措置届（様式第 72 号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるとおり。

第 58 地域医療支援病院の名称使用承認申請書

1 概要

地域医療支援病院の名称使用の承認を受けようとする場合に事前に申請する。

2 手続き

- (1) 申請者は必要書類（地域医療支援病院の名称使用承認申請書に添付書類）を、病院所在地の管轄保健所に提出又は電子申請をする。保健所長は県知事に書類を進達する。県知事が医療審議会に諮問し、答申を得て名称使用を承認すれば、申請者は地域医療支援病院の名称を使用することができる。

- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第4条

4 手続対象者

病院開設者で、地域医療支援病院の名称を使用しようとするもの

5 提出時期

事実発生時

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数（電子申請の場合は1部とする。）

様式第73号 地域医療支援病院の名称使用承認申請書 2部

8 添付書類

(1) 建物の平面図

(2) 紹介率が60%以上80%未満であるが、承認後2年間で80%以上とする場合は、紹介率の向上に関する年次計画（様式第73号別記1）

(3) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用（共同利用）のための体制が整備されていることを証する書類（様式第73号別記2）

(4) 登録医療機関の名簿（様式第73号別記3）

(5) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類（様式第73号別記4）

(6) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することを証する書類（様式第73号別記5）

(7) 委員会の開催の実績（様式第73号別記6）

(8) 患者相談の実績（様式第73号別記7）

(9) その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類（任意）（様式第73号別記8）

(10) 病院の構造設備の状況（様式第73号別記9）

(11) 規則第9条の19第1項に規定する委員会の名簿、委員の就任承諾書及び履歴書

9 地域医療支援病院の名称使用承認申請書（様式第73号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるとおり。

第59 病院台帳，許可により開設した診療所台帳，届により開設した診療所台帳，許可により開設した助産所台帳，届により開設した助産所台帳等

1 概要

(1) 診療所及び助産所については、開設地を管轄する保健所において、医療機関ごとに台帳を作成，更新，管理する。

(2) 病院については、開設地を管轄する保健所において、病院ごとに台帳を作成，更新，管理し，厚生総務課において台帳を整理する。

2 様式

様式第74号 病院台帳一覧

様式第75号 病院台帳

様式第76号 許可により開設した診療所台帳一覧

- 様式第 77 号 許可により開設した診療所台帳
- 様式第 78 号 届により開設した診療所台帳一覧
- 様式第 79 号 届により開設した診療所台帳
- 様式第 80 号 許可により開設した助産所台帳一覧
- 様式第 81 号 許可により開設した助産所台帳
- 様式第 82 号 届により開設した助産所台帳一覧
- 様式第 83 号 届により開設した助産所台帳

3 台帳の管理事務

- (1) 各台帳管理事務を所掌する課所は、茨城県行政情報ネットワークシステムの各課所の文書管理に、予め次のとおり文書登録する。

- ア 病院台帳
- イ 許可により開設した診療所台帳
- ウ 届により開設した診療所台帳
- エ 許可により開設した助産所台帳
- オ 届により開設した助産所台帳

- (2) 病院については、次のとおり事務処理する。

- ア 各台帳管理事務を所掌する課所において、病院台帳一覧（様式第 74 号）に予め整理番号を記入し、上記第 59 の 3 (1) のアにより茨城県行政情報ネットワークシステムの文書管理に登録した文書の添付ファイルとして保存する。

整理番号については、一度採番した番号は、開設許可又は開設届と一対一に対応し、その医療機関の固有の番号として変更しない扱いとする。したがって、個人診療所が医療法人化するなどの場合には、新たに整理番号を採番することとなる。

また、整理番号は次のコード体系による。

- (ア) 桁数 7 桁
- (イ) 左から 1 桁目から 2 桁目 管轄の行政機関番号

水戸保健所	1 1
ひたちなか保健所	1 2
常陸大宮保健所	1 3
日立保健所	1 4
鉾田保健所	1 5
潮来保健所	1 6
竜ヶ崎保健所	1 7
土浦保健所	1 8
つくば保健所	1 9
筑西保健所	2 0
常総保健所	2 1
古河保健所	2 2

当該番号については、今後行政機関の変更があった場合にその都度改定するが、桁数は変更しない。また、変更後の番号は、以後開設された医療機関にのみ適用し、従前の整理番号については、当該番号部分を新たに置き換える扱いはしないものである。

(ウ) 左から3桁目から4桁目 医療機関の種別番号

病院	7 5
許可により開設した診療所	7 7
届により開設した診療所	7 9
許可により開設した助産所	8 1
届により開設した助産所	8 3

(エ) 左から5桁目から7桁目 通し番号

イ 病院の新規開設があった場合、各台帳管理事務を所掌する課所において、病院台帳一覧（様式第74号）に必要事項を記入し、当該病院の整理番号を採番する。

その後、新規に病院台帳（様式第75号）をワードファイルにより、1医療機関1ファイルで調製する。

ウ 上記第59の3（2）イにより調製した病院台帳のファイルを、上記第59の3（1）アにより茨城県行政情報ネットワークシステムの文書管理に登録した文書の添付ファイルとして保存する。

その際ファイル名は、整理番号と病院名称とする。なお、当該整理番号は数字部分のみ（「第」や「号」は付さない。）を半角英数文字により、当該病院名称は全角文字により記入し、間にスペースは設けないこと。

エ 台帳登載済みの病院から、一部変更許可申請等の医療法所定の申請や届があり、台帳記載事項に変更が生じた場合には、上記第59の3（2）ウで保存した該当の病院台帳ファイルを更新する。

この場合において、病院台帳（様式第75号）中第1表及び第8表から第14表については、常に当該医療機関の現状を示すよう上書きにより更新すること。病院台帳中第2表から第7表については、従前の台帳記載事項を消去せず、適宜行を加えて、変更後の内容を記載すること。

(3) 病院以外の医療機関についても、上記第59の3（2）アからエの事務処理に準じて台帳を作成し、茨城県行政情報ネットワークシステムの文書管理に登録した文書の添付ファイルとして保存する。

4 県内部の組織変更等による台帳管理事務の移管

組織変更等により医療機関の所在地を管轄する保健所に変更があった場合には、次のとおり台帳管理事務を移管する。

- (1) 上記第59の3（1）により、新たに医療機関を管轄する行政機関の茨城県行政情報ネットワークシステムの文書管理に、予め文書登録する。
- (2) 従前の台帳一覧を編成し直し、上記第59の3（1）により茨城県行政情報ネットワークシステムの文書管理に登録した文書の添付ファイルとして保存する。
- (3) 上記第59の3（2）により作成した台帳一覧に記載された医療機関の台帳を、上記第59の3（1）により茨城県行政情報ネットワークシステムの文書管理に登録した文書の添付ファイルとして保存する。

第60 新様式への移行に伴う事務

- 1 今後の一部変更許可等により変更の可能性がある開設許可事項等に関する移行事務

- (1) 次の各事項の一部については、この通知の実施日以降、この通知で定める様式により一部変更許可申請又は一部変更届を受けることになる。

ア 病院開設許可事項
イ 病院開設後の届出事項
ウ 診療所開設許可事項
エ 診療所開設届出事項
オ 診療所開設後の届出事項
カ 診療所病床設置許可事項
キ 助産所開設許可事項
ク 助産所開設届出事項
ケ 助産所開設後の届出事項
コ 診療用エックス線装置備付届出事項
サ 診療用高エネルギー放射線発生装置備付届出事項
シ 診療用放射線照射装置備付届出事項
ス 診療用放射線照射器具備付届出事項
セ 放射性同位元素装備診療機器備付届出事項
ソ 診療用放射性同位元素備付届出事項
タ 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届出事項
チ 診療所病床設置届出事項
ツ 診療用粒子線照射装置備付届出事項

- (2) この通知で定める様式による今後の事務を円滑に進めるため、次のとおり移行事務を行う。

ア 病院及び助産所については、平成 17 年度末までに移行事務を完了する。
イ 診療所については、各保健所で年次計画をたて、平成 19 年度末までに移行事務を完了する。
ウ 移行事務に必要な様式、事務処理手続きについては、厚生総務課で作成し、別途通知する。
エ 上記の移行事務の期間中に、移行事務が完了していない医療機関から一部変更許可又は一部変更届の提出があった場合には、様式についてはこの通知で定めるものを用い、従前の開設許可等事項を変更する内容で提出を受ける。

2 台帳移行事務

上記第 59 の 1 から 3 のとおりの台帳管理事務に移行することに伴い、次のとおり既存の医療機関に関する台帳を整備する。

- (1) 各保健所管内の既存の病院について、この通知の実施日現在の内容で、様式第 74 号の病院台帳一覧をワードファイルにより調製し、併せて整理番号を付する。
(2) 各保健所管内の既存の病院について、上記第 60 の 1 の移行事務により把握した内容で、様式第 75 号の病院台帳をワードファイルにより調製する。その際、1 医療機関 1 ファイルとする。
(3) 上記第 60 の 2 (1) の病院台帳一覧及び (2) の病院台帳を、上記第 59 の 3 (2) ウにより、茨城県行政情報ネットワークシステムの文書管理に登録した文書の添付ファイルとして保存する。

- (4) 病院以外の医療機関についても、上記第 60 の 2 (1) から (3) の取扱いに準じて台帳を調製し、茨城県行政情報ネットワークシステムの文書管理に登録した文書の添付ファイルとして保存する。

第 61 介護保険移行準備病棟設置届

1 概要

病院の療養病床又は精神病床の中に介護保険移行準備病棟を設置した場合に速やかに届け出る。

2 手続き

- (1) 届出者は、必要書類（介護保険移行準備病棟設置届）を、病院所在地を管轄する保健所に提出又は電子届出をする。
- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
- ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
- イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

規則附則第 51 条

4 手続対象者

介護保険移行準備病棟を設置した病院の開設者

5 提出時期

介護保険移行準備病棟の設置後速やかに

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数（電子届出の場合は 1 部とする。）

様式第 84 号 介護保険移行準備病棟設置届 2 部

8 添付書類

- (1) 各病室の概要（様式第 84 号別記 1）
- (2) 転換を行うまでの年次計画書（様式第 84 号別記 2）

9 介護保険移行準備病棟設置届（様式第 84 号）に関する留意事項

- (1) 転換予定先名称
転換予定先の介護老人保健施設等の名称を記入すること。
- (2) 転換予定先所在地
転換予定先の介護老人保健施設等の所在地を記入すること。
- (3) 転換予定年月日
介護老人保健施設等への転換予定日を記入すること。
- (4) 転換を行うまでの年次計画書
介護保険移行準備病棟設置から介護老人保健施設等への転換に係る過程が明確となるよう記入すること。

第 62 経過型介護療養型医療施設設置届

1 概要

病院の療養病床又は精神病床の中に経過型介護療養型医療施設を設置した場合に速やかに届け出る。

2 手続き

- (1) 届出者は、必要書類（経過型介護療養型医療施設設置届）を、病院所在地を管轄する保健所に提出又は電子届出をする。
- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

規則附則第 51 条

4 手続対象者

経過型介護療養型医療施設を設置した病院の開設者

5 提出時期

経過型介護療養型医療施設の設置後速やかに

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数（電子届出の場合は 1 部とする。）

様式第 85 号 経過型介護療養型医療施設設置届 2 部

8 添付書類

- (1) 各病室の概要（様式第 85 号別記 1）
- (2) 転換を行うまでの年次計画書（様式第 85 号別記 2）

9 経過型介護療養型医療施設設置届（様式第 85 号）に関する留意事項

- (1) 転換予定先名称
転換予定先の介護老人保健施設等の名称を記入すること。
- (2) 転換予定先所在地
転換予定先の介護老人保健施設等の所在地を記入すること。
- (3) 転換予定年月日
介護老人保健施設等への転換予定日を記入すること。
- (4) 転換を行うまでの年次計画書
経過型介護療養型医療施設設置から介護老人保健施設等への転換に係る過程が明確となるよう記入すること。

第 63 診療所病床設置届

1 概要

規則第1条の14第7項第1号から第3号に規定する診療所に病床を設置した場合に設置後10日以内に届け出る。

2 手続き

(1) 届出者は、必要書類（診療所病床設置届出書に所定の添付書類）を、診療所所在地を管轄する保健所に提出又は電子届出をする。

(2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第7条第3項及び政令第3条の3

4 手続対象者

規則第1条の14第7項第1号から第3号に規定する診療所に病床を設置した開設者

5 提出時期

事実発生後10日以内

6 手数料

なし

7 申請書様式及び提出部数

様式第86号 診療所病床設置届 1部

8 添付書類

(1) 建物の平面図（病床を設置した病室を赤線で囲んで示すこと。）

(2) 各病室の概要（様式第86号別記）

(3) 「医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までの規定に基づく診療所に係る取扱要領」（平成20年1月17日茨城県保健福祉部長決定）第3条第2項に基づく結果通知の写し

第64 診療所病床設置届出事項の一部変更届

1 概要

規則第1条の14第7項第1号から第3号に規定する診療所の病床の病床数を変更した場合及び病床に係る病室の病床数を変更したときに10日以内に届け出る。

2 手続き

(1) 届出者は、必要書類（診療所病床設置届出事項の一部変更届に所定の添付書類）を、診療所所在地を管轄する保健所に提出又は電子届出をする。

- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第7条第3項及び政令第4条第2項

4 手続対象者

規則第1条の14第7項第1号から第3号に規定する診療所の開設者のうち、病床の病床数を変更したもの及び病床に係る病室の病床数を変更したもの

5 提出時期

事実発生後10日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第87号 診療所病床設置届出事項の一部変更届 1部

8 添付書類

- (1) 変更前の平面図（変更部分を青線で囲んで示すこと。）及び変更後の平面図（変更部分を赤線で囲んで示すこと。）

- (2) 変更した病室に係る変更後の各病室の概要（様式第87号別記）

- (3) 医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までの規定に基づく診療所に係る取扱要領」（平成20年1月17日茨城県保健福祉部長決定）第3条第2項に基づく結果通知の写し

9 診療所病床設置届出事項の一部変更届（様式第87号）に関する留意事項

当該申請書末尾の（注）に掲げるとおり。

第65 診療用粒子線照射装置備付届

1 概要

診療用粒子線照射装置（診療の用に供する陽子線又は重イオン線を照射する装置。）を備え付ける場合に事前に届け出る。

2 手続き

- (1) 届出者は、必要書類（診療用粒子線照射装置備付届に添付書類）を、医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。

- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 15 条第 3 項及び規則第 25 条の 2

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で、診療用粒子線照射装置を備え付けるもの

5 提出時期

事実発生時

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 88 号 診療用粒子線照射装置備付届 1 部

8 添付書類

- (1) 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用粒子線照射装置使用室等の平面図及び側面図
- (2) 漏えい放射線測定結果報告書（日本工業規格 A 列 4 番）又はしゃへい計算書
- (3) 診療用粒子線照射装置に粒子線を供する目的のものである場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 3 条第 2 項の申請書の写し。

9 診療用粒子線照射装置備付届（様式第 88 号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるほか、診療用粒子線照射装置届出事項は次のとおりであり、診療用粒子線照射装置備付届（様式第 88 号）は、当該届出事項について、規則第 4 章（診療用放射線の防護）の関係規定及び「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 13 年 3 月 12 日医薬発第 188 号各都道府県知事あて厚生労働省医薬局長通知）所定の関係事項を踏まえ、具体的に記載するものであること。

- (1) 診療用粒子線照射装置に関する事項
- (2) 診療用粒子線照射装置の定格出力
- (3) 診療用粒子線照射装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師に関する事項
- (4) 予定使用開始時期
- (5) 診療用粒子線照射装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (6) 診療用粒子線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (7) 診療用粒子線照射装置及び診療用粒子線照射装置使用室の放射線障害に関する予防措置の概要

第 66 診療用粒子線照射装置備付届出事項の一部変更届

1 概要

次の診療用粒子線照射装置備付届出事項の一部を変更する場合に事前に届け出る。

- (1) 診療用粒子線照射装置の製作者名及び型式
- (2) 診療用粒子線照射装置の定格出力

- (3) 診療用粒子線照射装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴
- (4) 診療用粒子線照射装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (5) 診療用粒子線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
- (6) 診療用粒子線照射装置及び診療用粒子線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要

2 手続き

- (1) 届出者は、必要書類（診療用粒子線照射装置備付届出事項の一部変更届に添付書類）を、医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。
- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
 - ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
 - イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 15 条第 3 項及び規則第 29 条第 2 項

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で、診療用粒子線照射装置備付届出事項の一部を変更するもの

5 提出時期

事実発生時

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 89 号 診療用粒子線照射装置備付届出事項の一部変更届 1 部

8 添付書類

- (1) 変更する診療用粒子線照射装置備付届出事項が上記第 66 の 1 (1), (2), (4), (5) 又は (6) の場合
漏えい放射線測定結果報告書（日本工業規格 A 列 4 番）又はしゃへい計算書
- (2) 変更する診療用粒子線照射装置備付届出事項が上記第 66 の 1 (5) 又は (6) の場合
隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用粒子線照射装置使用室の平面図及び側面図

9 診療用粒子線照射装置備付届出事項の一部変更届（様式第 89 号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるとおり。

第 67 診療用粒子線照射装置備付廃止届

1 概要

診療用粒子線照射装置の備付を廃止した場合に届け出る。

2 手続き

(1) 届出者は、診療用粒子線照射装置備付廃止届を、医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。

(2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 15 条第 3 項及び規則第 29 条第 1 項

4 手続対象者

病院又は診療所の管理者で、診療用粒子線照射装置の備付を廃止したもの

5 提出時期

事実発生後 10 日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 90 号 診療用粒子線照射装置備付廃止届 1 部

8 添付書類

なし

9 診療用粒子線照射装置備付廃止届（様式第 90 号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるとおり。

第 68 オンライン診療受診施設設置届

1 概要

オンライン診療受診施設を設置した場合に開設後 10 日以内に届け出る。

2 手続き

(1) 届出者は、必要書類（オンライン診療受診施設設置届に所定の添付書類）を、オンライン診療受診施設所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。

(2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第8条第2項及び規則第5条の2

- 4 手続対象者
オンライン診療受診施設を設置したもの
- 5 提出時期
開設後 10 日以内
- 6 手数料
なし
- 7 届書様式及び提出部数
様式第 91 号 オンライン診療受診施設設置届 1 部
- 8 添付書類
 - (1) 設置者が個人である場合には、履歴書
 - (2) 設置者が法人である場合には、登記簿謄本又は登記事項証明書（新たに設立した医療法人で登記未了の場合には、設立認可書写し）
 - (3) 設置者が法人である場合には、定款、寄附行為又は条例の写し
 - (4) 施設が建物の場合には、当該施設の敷地の公図及び登記簿謄本又は登記事項証明書並びに建物の登記簿謄本又は登記事項証明書
 - (5) 施設が建物の場合には、敷地の平面図
 - (6) 施設が建物の場合には、敷地周囲の見取図
 - (7) 施設が建物の場合には、建物の平面図
 - (8) 施設が車両の場合には、車検証の写し
 - (9) 当該施設に係る土地、建物又は車両が設置者の所有に係るもの以外の場合には、賃貸借契約書の写しその他の当該土地、建物又は車両を使用する権限が設置者にあることを疎明する資料
 - (10) 基準等遵守の確認をするためのチェックリスト（オンライン診療受診施設 ver.）（全ての項目を確認し、チェック等を記入すること。）
- 9 オンライン診療受診施設設置届（様式第 91 号）に関する留意事項
当該届書末尾の（注）に掲げるとおり。

第 69 オンライン診療受診施設設置届出事項の一部変更届

1 概要

オンライン診療受診施設を設置した者が、次のオンライン診療受診施設設置届出事項の一部を変更した場合に変更後 10 日以内に届け出る。

- (1) 設置者の住所及び氏名（法人であるときは、主たる事務所の所在地及びその名称）
- (2) 名称
- (3) 設置の場所
- (4) 施設が建物の場合には、敷地の面積及び平面図
- (5) 施設が建物の場合には、建物の構造概要及び平面図
- (6) 施設が車両の場合には、車両概要
- (7) 設置者が法人であるときは、定款、寄付行為又は条例
- (8) 設置者が法人であるときは、管理・運営責任者の氏名及び連絡先

2 手続き

- (1) 届出者は、必要書類（オンライン診療受診施設設置届出事項の一部変更届に
所定の添付書類）を、オンライン診療受診施設所在地を管轄する保健所に提出
又は電子届出をする。
- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がと
れた場合には、添付を省略することができる。
 - ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写
し又は印鑑登録証明書の写し等
 - イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバ
ーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等
- 3 手続根拠規定
法第 30 条の 2 及び政令第 4 条第 4 項
- 4 手続対象者
上記第 69 の 1 (1) から (8) に掲げる設置届出事項を変更したオンライン診
療受診施設の設置者
- 5 提出時期
事実発生から 10 日以内
- 6 手数料
なし
- 7 届書様式及び提出部数
様式第 92 号 オンライン診療受診施設届出事項の一部変更届 1 部
- 8 添付書類
 - (1) 変更した設置届出事項が上記第 69 の 1 (1) の場合
設置者の履歴書（設置者が法人である場合には、登記簿謄本又は登記事項証
明書）
 - (2) 変更した設置届出事項が上記第 69 の 1 (4) の場合
 - ア 変更前の敷地の平面図（変更部分を青線で囲んで示すこと。）及び変更後の
敷地の平面図（変更部分を赤線で囲んで示すこと。）
 - イ 変更により敷地が拡張される場合には、当該拡張部分のオンライン診療受診
施設の敷地の公図及び登記簿謄本又は登記事項証明書
 - ウ 変更により敷地が拡張される場合で、当該拡張部分の土地が設置者の所有に
係るもの以外の場合には、賃貸借契約書の写しその他の当該土地を使用する権
限が設置者にあることを疎明する資料
 - (3) 変更した設置届出事項が上記第 69 の 1 (5) の場合
 - ア 変更前の平面図（変更部分を青線で囲んで示すこと。）及び変更後の平面図
（変更部分を赤線で囲んで示すこと。）
 - イ 当該変更が、建築確認を要する場合には、建築基準法の規定による確認済証
の写し

- (4) 変更した設置届出事項が上記第 69 の 1 (6) の場合

変更後の車両の車検証の写し

- (5) 変更した設置届出事項が上記第 69 の 1 (7) の場合

設置者が法人である場合には、定款、寄附行為又は条例の写し

9 オンライン診療受診施設設置届出事項の一部変更届（様式第 92 号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるとおり。

第 70 オンライン診療受診施設休止届

1 概要

オンライン診療受診施設を休止した場合に届け出る。

2 手続き

- (1) 届出者は、必要書類（オンライン診療受診施設休止届に添付書類）を、医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。

- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。

ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等

イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 8 条の 2 第 2 項

4 手続対象者

オンライン診療受診施設を休止したもの

5 提出時期

事実発生後 10 日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 93 号 オンライン診療受診施設休止届 1 部

8 添付書類

なし。ただし、必要に応じて、休止理由の裏付けとなる書面その他の書類の提出を求めること。

9 オンライン診療受診施設休止届（様式第 93 号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるほかは、次のとおり。

なお、上記第 70 の 8 を参照すること。

- (1) 「5 休止年月日」について

実際に休止を始めた最初の日を記入させること。

なお、前回の休止に引き続き休止する場合には、今回の届出に係る最初の休止の日を記入させること。

- (2) 「6 休止の予定期間」について

実際に休止を始めた最初の日から、を記入させること。

なお、前回の休止に引き続き休止する場合には、今回の届出に係る最初の休止の日から今回の届出に係る再開予定日の前日までを記入させること。

第 71 オンライン診療受診施設再開届

1 概要

オンライン診療受診施設を再開した場合に届け出る。

2 手続き

- (1) 届出者は、オンライン診療受診施設再開届を、医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。
- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等

3 手続根拠規定

法第 8 条の 2 第 2 項

4 手続対象者

オンライン診療受診施設を再開したもの

5 提出時期

事実発生後 10 日以内

6 手数料

なし

7 届書様式及び提出部数

様式第 94 号 オンライン診療受診施設再開届 1 部

8 添付書類

なし

9 オンライン診療受診施設再開届（様式第 94 号）に関する留意事項

当該届書末尾の（注）に掲げるほかは、次のとおり。

- (1) 「5 再開年月日」について
実際に再開を始めた最初の日を記入させること。
なお、「6 休止期間」に記載した休止期間の終期と矛盾がないように記載させること。
- (2) 「6 休止した期間」について
実際に休止を始めた最初の日から再開日の前日までを記入させること。
なお、複数回休止届を提出し引き続き休止していた場合には、休止期間の始期としては、当初の休止開始日を記入すること。また、休止期間の終期について、「5 再開年月日」の記載と矛盾がないように記載させること。

第 72 オンライン診療受診施設廃止届

1 概要

オンライン診療受診施設を廃止した場合に届け出る。

2 手続き

- (1) 届出者は、オンライン診療受診施設廃止届を、医療機関所在地の管轄保健所に提出又は電子届出をする。
- (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等
- 3 手続根拠規定
法第9条第1項
- 4 手続対象者
オンライン診療受診施設を廃止したもの
- 5 提出時期
事実発生後10日以内
- 6 手数料
なし
- 7 届書様式及び提出部数
様式第95号 オンライン診療受診施設廃止届 1部
- 8 添付書類
なし
- 9 オンライン診療受診施設廃止届（様式第95号）に関する留意事項
 - (1) 開設者が死亡又は失そう宣告を受けた場合について
当該様式ではなく、オンライン診療受診施設設置者死亡（失そう）届（様式第96号）により届出させること。
 - (2) 「5 廃止年月日」について
実際に廃止にした日を記入させること。

第73 オンライン診療受診施設設置者死亡（失そう）届

- 1 概要
オンライン診療受診施設の設置者が死亡、失そうした場合に届け出る。
- 2 手続き
 - (1) 届出者は、必要書類（オンライン診療受診施設に添付書類）を、オンライン診療受診施設を開設していた地を管轄する保健所に提出又は電子届出をする。
 - (2) 届出を保健所に提出又は電子届出する場合には、次の書類を添付すること。
ただし、保健所職員が届出の際に電話又はウェブ会議等により本人の確認がとれた場合には、添付を省略することができる。
ア 届出者が個人である場合は、マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し又は印鑑登録証明書の写し等
イ 届出者が法人である場合は、印鑑証明書の写し又は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、印鑑登録証明書の写し等
- 3 手続根拠規定
法第9条第2項
- 4 手続対象者
次の戸籍法（昭和22年法律第224号）で定める死亡又は失そうの届出義務者

- (1) 同居の親族
 - (2) その他の同居者
 - (3) 家主、地主、土地家屋の管理人
 - (4) 同居の親族以外の親族
 - (5) 失そう宣告に関する訴えを提起した者
- 5 提出時期
事実発生後 10 日以内
- 6 手数料
なし
- 7 届書様式及び提出部数
様式第 96 号 オンライン診療受診施設設置者死亡（失そう）届 1 部
- 8 添付書類
- (1) 死亡診断書又は戸(除)籍謄(抄)本, 失そう宣告の写し
 - (2) 届出義務者であることを証明する書類